

## 令和3年6月那須塩原市議会定例会議

### 議事日程（第6号）

令和3年6月15日（火曜日）午前10時開議

- 日程第 1 市政一般質問
- 19番 鈴木伸彦議員
1. 道路の管理について
- 1番 堤 正明議員
1. ドア to ドアのデマンド交通の実現について
  2. 地域交通「ゆーバス」について
  3. 「ゆータク」について
  4. 学校給食の無償化実現について
- 12番 中里康寛議員
1. 子どもの自殺予防について
  2. ヘルプマーク・ヘルプカードの普及および啓発について
- 日程第 2 追加議案の取扱いについて
- （議会運営委員長報告、質疑、採決）
- 日程第 3 議案第52号及び議案第53号の質疑
- 日程第 4 議案第51号の質疑
- 日程第 5 議案第54号～議案第57号及び議案第59号の質疑
- 日程第 6 議案の各常任委員会付託について
- （採決）
- 日程第 7 発議第12号 参考人の出席要求について
- （提案説明、質疑、討論、採決）

出席議員（26名）

1番	堤	正	明	議員	2番	三本木	直	人	議員
3番	林	美	幸	議員	4番	鈴木	秀	信	議員
5番	室井	孝	幸	議員	6番	田村	正	宏	議員
7番	森本	彰	伸	議員	8番	益子	丈	弘	議員
9番	小島	耕	一	議員	10番	山形	紀	弘	議員
11番	星野	健	二	議員	12番	中里	康	寛	議員
13番	齊藤	誠	之	議員	14番	佐藤	一	則	議員
15番	星	宏	子	議員	16番	平山		武	議員
17番	相馬		剛	議員	18番	大野	恭	男	議員
19番	鈴木	伸	彦	議員	20番	松田	寛	人	議員
21番	眞壁	俊	郎	議員	22番	中村	芳	隆	議員
23番	齋藤	寿	一	議員	24番	山本	はる	ひ	議員
25番	玉野		宏	議員	26番	金子	哲	也	議員

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	渡	辺	美知太郎	副市長	渡	邊	和	明
副市長	亀	井	雄	教育長	月	井	祐	二
企画部長	小	泉	聖一	総務部長	小	出	浩	美
総務課長	平	井	克己	財政課長	広	瀬	範	道
市民生活部長	磯		真	気候変動対策局長	黄	木	伸	一
保健福祉部長	鹿	野	伸二	子ども未来部長	田	代	正	行
産業観光部長	富	山	芳男	建設部長	関		孝	男
上下水道部長	河	合	浩	教育部長	後	藤		修
会計管理者	織	田	智富	選管・監査・固定資産評価委員会・公平委員事務局局長	板	橋	信	行
農業委員会事務局長	田	代	宰士	西那須野支所長	久	留	生	利
塩原支所長	八	木	沢	信	憲			

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長 増 田 健 造

議事調査係長 佐々木 玲男奈

議事調査係 飯 泉 祐 司

議事課長 渡 邊 章 二

議事調査係 室 井 理 恵

議事調査係 伊 藤 奨 理

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（松田寛人議員） おはようございます。  
散会前に引き続き、本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は25名であります。  
26番、金子哲也議員から遅刻する旨の届出がありました。

◎議事日程の報告

- 議長（松田寛人議員） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎市政一般質問

- 議長（松田寛人議員） 日程第1、市政一般質問を行います。  
質問通告者に対し、順次発言を許します。

◇ 鈴木伸彦議員

- 議長（松田寛人議員） 初めに、19番、鈴木伸彦議員。  
○19番（鈴木伸彦議員） 皆さん、おはようございます。皆さん御機嫌はいかがでしょう。昨日の夕方は、梅雨のはしりとは思えないような大雨が降りました。今朝は一変して、穏やかな青空の朝となりました。明らかに気候が昔と違うなど感じながら、大量消費の便利な暮らしを追い求める私たちです。これから10年の私たちの生き方で、このかけがえのない地球の気候をはじめ、

ウイルス、プラスチック、様々な環境が取り返しのつかない方向へ進んでしまうかもしれません。私たちから、この那須塩原から、子供たちの未来のためにできることはやらなければいけない。今回のこの議場でのやり取りの中でも、そのような議論があったかと思います。

それでは、議席番号19番、志絆の会、鈴木伸彦でございます。本日は市政一般質問最終日です。質問通告書に基づき質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

1、道路の管理について。

我々の生活は、スマートフォンやIT革命に代表されるように、時代とともに豊かになり、便利で快適なものとなっております。住宅や車なども同様であります。

市民生活において道路は、利便性、快適性の満足度を向上させる上で重要な要素であります。しかし、今まだ未舗装の道路や、修繕されているとはいえ快適性に欠ける道路がございます。快適な市民生活を担う市として、これらの点についてどのように考えるかお伺いいたします。

(1)管理道路の舗裝修繕についてお伺いします。

①傷んだ道路舗装の修繕や未舗装の道路の整備についての計画はどのように立てているか。

②市民から舗裝修繕に関する要望が出ていると思うが、それらの対応はどのようにしているか。

③市民からの要望に対する市の対応・説明は十分理解が得られているか。理解が得られていないものについてはどのようなものがあるか。

④理解が得られていないものについては、今後どのように対応していくか。

よろしくお祈りいたします。

○議長（松田寛人議員） (2)をお願いいたします。

○19番（鈴木伸彦議員） すみません。続けて質問させていただきます。

(2)私道の舗装についてお伺いします。

①私道、個人所有の道路といっても、全く個人的な利用に供するものと公共性の高い道路があるものと思うが、公共性の高い私道について、市の管理方針は現在どのようなになっているか。

②数十年前に宅地開発された分譲地は、現在と比べ法整備が不十分であったために道路が未舗装であり、舗装したくてもできないなどの問題は出ていないか。

③最近、宅地開発された分譲地と数十年前に宅地開発された分譲地での道路の維持管理や舗装状況の違いと課題について、どのように考えているか。

④公共性の高い私道を今後舗装することに関し、市はどのような方針を立てているか。

お願いいたします。

○議長（松田寛人議員） 19番、鈴木伸彦議員の質問に対し答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（関 孝男） それでは、道路の管理について順次お答えいたします。

初めに、(1)の管理道路の舗装修繕についてお答えいたします。

①の傷んだ道路舗装の修繕や未舗装の道路について計画はどのように立てているのかについてお答えいたします。

傷んだ道路舗装の修繕に関しては、道路舗装修繕基本計画に基づき整備を行うこととしております。

また、未舗装道路の整備につきましては、道路の特性や条件などを評価項目に定めた現況調査表により、事業の優先順位を定めております。

次に、②の市民からの舗装修繕に関する要望への対応についてお答えいたします。

市民からの要望は数多く寄せられていますが、

先ほど申しあげました道路舗装修繕基本計画に基づき計画的に修繕することとしており、市民に理解が得られるよう説明しております。

次に、③の市の対応・説明が十分理解が得られているか、得られていないものはどのようなものがあるかについてお答えいたします。

市民の要望に関しては、計画や優先順位の根拠を示すことで一定の理解は得られております。しかしながら、砂利道の舗装化に関しましては、市内には多くの砂利道が残されており、対応に時間を要しているのが現状です。

最後に、④の理解が得られていないものへの対応ですが、優先すべき事業の根拠を示すなど、市民への丁寧な説明に努めてまいります。

続きまして、(2)の私道の舗装についてお答えいたします。

①の個人的な利用に供する私道と公共性の高い私道について、市の管理方針をお答えいたします。

私道については、個人の財産でありますので所有者等による管理となり、市で管理方針を定めることはございません。

次に、②の数十年前に宅地開発された分譲地について、法整備が不十分であるなど、舗装したくてもできないなどの問題があるかについてお答えいたします。

数十年前に宅地開発された一部の分譲地道路は、管理会社などが現存しないケースがあります。また、市に帰属されず私道のままの状態となり、舗装化できない大きな要因となっております。

次に、③の最近宅地開発された分譲地と数十年前に宅地開発された分譲地道路の維持管理や舗装状況の違いと課題についてお答えいたします。

市に帰属された分譲地道路については、数十年前と現在で、維持管理や舗装に関し違いや課題はございません。

最後に、④の公共性の高い私道について、今後舗装することに関する市の方針についてお答えいたします。

公共性の高い私道であっても、個人等の財産でありますので、市の方針を定めることはありません。

なお、生活環境の利便性において道路整備は必要不可欠であり、生活道路となっている私道等は補修や整備に関する支援制度がありますので、御活用いただければと思います。

○議長（松田寛人議員） 19番、鈴木伸彦議員。

○19番（鈴木伸彦議員） 答弁いただきました。

人が生活するという上では、目の前、玄関を出れば道路があるわけで、それが私道だったりします。そういったときに、道路が舗装か砂利かによって、大分、生活の環境が違うのではないかなど。砂利だったり舗装が傷んでいたというところで、そういったことで市民の御要望をよく聞くので質問をさせていただいております。

それでは、まず(1)についてですが、一つ一つが私は関連するなと考えますので、一括して再質問をさせていただきます。

傷んだ道路舗装の修繕に関しては、令和2年3月に策定した那須塩原市道路舗装修繕基本計画に基づき整備を行うこととしているということですが、計画に際し、計画に基づく道路の現状把握はどのように行ったのかお伺いします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（関 孝男） 道路の現状把握はどのように行ったかについて御説明いたします。

計画策定時の道路の現状把握につきましては、市政懇談会や、自治会長、市民からの要望があった場合は職員のほうでパトロール、その現状把握を行っております。また、これ以外の道路につ

きましても、職員による通常のパトロールによって現状把握を行っております。

○議長（松田寛人議員） 19番、鈴木伸彦議員。

○19番（鈴木伸彦議員） 市の維持管理においては、パトロールなどもして、市の道路をくまなく見ているんだろうと思っております。

しかしながら、やっぱり市民の感覚と、市の維持管理する上での道路の健全性ということの違いによるものなのかとは思いますが、市は市民の、自治会長さんとか市政懇談会以外のその要望について、くまなく市民の要望を酌み取れていると認識しているかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（関 孝男） 先ほどの御質問は、道路舗装修繕基本計画に市民の声が反映されているかというような内容でよろしいでしょうか。

そうしますと、把握につきましては、先ほど申したように、地域の方から要望等がございましたら現地に行って、その舗装の状況、舗装であれば舗装の状況、わだちがあるか、クラックが多くなっているかというものをきちんと調査しまして、修繕が必要というふうに判断したものについては、きちんとリスト化をしまして、修繕計画にのせて順次計画的に行っていくというふうに考えております。

そういった意味では、市民の声を反映しているというふうに考えております。

○議長（松田寛人議員） 19番、鈴木伸彦議員。

○19番（鈴木伸彦議員） 市が考えている健全な舗装の状態というものと市民が望む快適な道路との、傷み具合に関してです、そこにギャップがあるのではないかなと思うんですけれども、その辺について、ギャップの違いを感じているかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（関 孝男） ギャップが生じているかという御質問なんですけれども、ちょっと繰り返すことになってしまいますが、市民から要望等があった場合については現地確認をすると、それで必要に応じて行っていくという考えなんですけれども、当然、市民から来て現地を確認したときに、緊急性とか必要性、そういうものも総合的に判断して優先順位を決めておりますので、確かにギャップ、うちのほうは優先順位をリスト化して計画的にやっておりますので、市民から来たところというのは、当然、切実な要望ということで来ますので、その辺についてはギャップというのはないとは言えないと思いますけれども、うちのほうとしては、先ほど言ったように、総合的に判断をして計画的に進めているということでございます。

○議長（松田寛人議員） 19番、鈴木伸彦議員。

○19番（鈴木伸彦議員） 今のお話のポイントは総合的な判断ということだとは思いますが。その総合的な判断の手前に、市民とのギャップを埋める意味でもう一つ質問させていただきたいと思うんですけれども、MC Iという言葉が御存じでしょうか。旧建設省土木研究所が開発した、道路管理者の立場から見た舗装の維持修繕の要否を判断する評価基準というものだそうなんですけれども、御存じでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（関 孝男） 申し訳ございません、よく存じておりません。

○議長（松田寛人議員） 19番、鈴木伸彦議員。

○19番（鈴木伸彦議員） すみません、突然の質問で。

私、MC I と言ったんですけれども、これは、たまたまちょっと今回質問をするに当たってネットで他の自治体の状況を確認しましたら、近くでさくらの舗装長寿命化修繕計画というのが出ておりまして、そちらにありました。

ギャップの話をする上で、こちらは何をやっているかということ、その表面をきちんとデータを、車を走らせて映像的に写真を撮って傷み具合を調査して、その数値を数値化して、5以上、3から5、3以下という形で判断していると。補修が、3から5だと補修が必要、3以下だと早急に補修が必要、5以上ですと補修の必要なしというふうに出ています。

こういったものが本市に、そういった判断として市民も納得するような形のデータ取りは、これではなくてもいいんですけれども、こういったデータ取りの形はされておりますか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（関 孝男） 本市におきましても、先ほど言いました道路修繕基本計画を行う際にリスト化しまして、健全図ですね、主に例えば舗装のわだち掘れのパーセント、何%ぐらい面積に対してクラックがあるのかと。あとは、わだち掘れとして、溝の高さと低いところが何cmぐらいあるのかとか、その中でも交通量だとかいろいろありますけれども、そういうものを評価して点数化してリスト化してございます。

○議長（松田寛人議員） 19番、鈴木伸彦議員。

○19番（鈴木伸彦議員） 当然やられていると思っただけなんですけれども、そのところも、幾つかある総合指標でいうと、交通量とかそういうものもあるけれども、まず市民が一番感じるのは目の前の道路の傷み具合だと思うんですよね。それにまず納得がいかない市民もいるんじゃないか

と思うんです。

毎日通らない人は永遠に通らないかもしれない道路ですよ。例えば、市民は目の前の道路がそういう道路だと、ずっとそこを毎日、出かけるときは通らなければいけないということなので、そこが傷んでいる、傷んでいないみたいな話は、ギャップがそこに一つ大きくあると思うんです。そこをまず埋められるような説明の仕方をしていくかどうかというところに、ちょっと納得していない市民がいるのではないかなというふうに思って、今そこを細かくお尋ねしました。

そのところは、もう少し分かりやすい何か説明の方法があるのではないかなと思います。総合評価というのも、多分、それ自体も示されていないと思うんですけれども、市民は、総合評価という形で見ると、理解している市民はたくさんいると思うんです。だけど、目の前の道路が傷んでいることについてどう思うのかと言われたときに、多分、納得しない人から私のところに話が来るのではないかなと思うんですけれども、これは、当然求めても総合評価で判断していると言われるでしょうから、これでこの件については終わりにしたいと思います。

この計画に当たっては、計画というのは修繕計画なんですけれども、お金があれば結構できるのではないかなということは感じておるわけですが、その予算の計上の仕方について市の考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（関 孝男） 修繕計画の方針を策定するに当たりましてお金をどういうふうに考えているかという御質問だと思いますけれども、建設部のほうとしましては、過去5年の修繕工事費、これを平均化しまして、毎年、それを基に舗装修繕

の計画を立てているというところになります。

ちなみに、その5年の平均で申しますと、約7,000万円ぐらいで計画を立てて、年々、どこをやろうかという計画を立ててございます。

○議長（松田寛人議員） 19番、鈴木伸彦議員。

○19番（鈴木伸彦議員） ありがとうございます。

データとして過去5年間の修繕計画ということですが、その過去5年間の修繕計画が市民の要望に込えているかとか、それが道路の維持修繕、ライフサイクルコストみたいなことを考えた上での5年間の数値だったのかどうかについてお尋ねいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（関 孝男） その修繕計画に基づいてお金を積み上げているかどうかというようなお話かと思いますが、財源的には限られた財源という形で、その中でいかに市民の要望に込えられるようにやっていくかということが第一だというふうに考えております。

ただ、繰り返しますけれども、限られた財源の中でどういうふうにやっていくかというのは、やはり基準を明確にして、先ほど言ったわだちとか舗装のひび割れとかそういうことでこちらのほうへ上がってきたものに対して、こうですよという、そういう説明をして、こちらのほうが緊急性がありますとか、そういう形で説明して理解をいただいているということです。

○議長（松田寛人議員） 19番、鈴木伸彦議員。

○19番（鈴木伸彦議員） 那須塩原市の道路延長、把握していると思うんですけれども、先ほどの調査、現状把握の中で、修繕しなければいけないというレベルにある道路の延長の割合というのは把握しておりますか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。



建設部長。

○建設部長（関 孝男） 修繕をする延長ということですが、まず、市が管理する市道の延長というのがトータルで1,250kmございます。私も見たときに大分驚いたんですけども、ここから東京ぐらいが160km程度ですから、七、八倍ぐらい、長さにしてそのぐらいあるんだと。この延長をうちのほうで管理しているということで、やはり全部その財源の中でやるというのは大変難しいことで、その中でやりくりをして、市民の方になるべく理解を得られるようにというふうにやっております。

その修繕をしなければいけない、修繕をしなければ延長ということですが、ここは、今そこまで細かい資料がなくてちょっとお答えできないんですけども、箇所としては、今、修繕計画の中で令和8年まで計画を進めている中で、40近い数を順次修繕していこうというふうな計画で考えております。

○議長（松田寛人議員） 19番、鈴木伸彦議員。

○19番（鈴木伸彦議員） 本市のほうでは、数年前に那須塩原市公共施設長寿命化計画というのを立てたときに、市の公共財産、建物も道路などのインフラも全部数量をちゃんと把握して計画を立てて、毎年45億ぐらいかかりますよというような概要のものを議会のほうにも提出されております。

そういった中で、舗装がどれだけ、壊れていくスピードと修繕するスピードというのがあるんですが、計画を立てる上で予算ありきではなくて、まず、市全体にどれだけの道路があって、それから今後修繕していかなければならない数量と予算を出すべきだと思うんです。

そのためには、まず、今ある道路の中でこれはもう修繕するレベルだという、まず距離数、メーター数、面積を取って、それに対して単価という

かそういったものを出して、概要を出して、それを今後の修繕の中に入れていくと。その中にやはり市民の声をどういうふうに生かしていくかということだと思いますが、今の話ですと、全体の修繕の概要、修繕していくに当たってそのところがきちんと把握されていないんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（関 孝男） おっしゃるとおり、基本的には修繕しなければいけないという箇所をピックアップしまして、それに対して年度のサイクルをつくりまして、今年度はここをやるから幾ら必要だというような形で積み上げていくという形。今回の修繕計画を先ほど言いましたように令和2年3月に策定したんですけども、その前については、ある程度積み上げて要求したりしておりました。

ただ、それは青天井といいますか、やらなければいけないということで無限にといいますか、やりたいところをずっとやるのではなくて、やっぱり年度、この年度はここまで、先ほどの繰り返して申し訳ございませんが、財政的なものも考えてここまでというふうに行っているのが現状でございます。

先ほどの数量についての把握については、すみませんが、今はちょっと私お答えできないんですけども、調べて、その辺についても検討していきたいというふうに考えております。

○議長（松田寛人議員） 19番、鈴木伸彦議員。

○19番（鈴木伸彦議員） そうしますと、造ったときから物は老朽化していくわけですね。建物でも道路でも構造物は、人が造ったものは、完成したときから老朽化していく。そういうふう考えたときに、その舗装の話で私は言っているんで

すけれども、いつになったら、市民が、自分の目の前の道路が舗装になるかということが一番興味あるところ、心配していることだと思うんです。それを市民に提示しない限りは、なかなか理解してもらえないんじゃないかと思うんです。

そういう観点に立った場合、どのようにお考えですか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（関 孝男） 市民からの要望についてということなんですけれども、先ほど言いましたように、うちのほうへいろんな方から要望とかいただいておりますので、やはり先ほど言ったリスト化をして、項目をつくってきちんと説明をする、透明化も見せてお話をさせていただく。要望回数が多ければそちらを先にやるのかとか、そういうような判断はやはり市のほうとしてはできないというふうに考えておりますので、繰り返しますけれども、リスト化をして、明確にわだち掘りだとかそういうことを御説明して、御理解をいただくというような形で丁寧に説明をしているつもりでございます。

○議長（松田寛人議員） 19番、鈴木伸彦議員。

○19番（鈴木伸彦議員） そろそろこの(1)は終わりにしたいなとは思っていますけれども、要は、造ったときからもう老朽化していくわけですから、そういったことを考えるとずっと自転車操業のようにはなるんですけれども、建物だったら一回修繕すれば一回元に戻るんですけれども、道路というのは常に使っているのだから、追いかけるように壊れていくこともしていくわけなんですけれども、でもそうはいっても、一度、那須塩原市の全ての道路が舗装を打ち替えた状態にするとしたらどれだけの予算がかかって、いつ頃になるかということ計算、一応計画を立てる上でやってみたらいかが

かと思うんです。

その中で、どうしても財政に対して、市の全体の財政、福祉でも教育でも、ほかにもあります。そっちの中でやはりベネフィット、市民感覚として行政サービスですね、満足できるかどうかと考えたときに、修繕費7,000万ですよ。

ほかで新しく道路を造ると何十億とか、建物造ると何億、何十億とやっている中で、私は、図書館にちょっと行ってみました。新しく建てたところとか、それから新しく造った道路、じゃ通るかというとなかなか難しいんですけれども、市民生活においては毎日、目の前の道路を通ったりするので、その満足度という意味ですからね。市全体の中で7,000万の舗装修繕費ということを考えると、要するにもう少し上げても、何かほかのバランスの中で、指定管理者制度の中のお金が毎年何千万も採算の取れないものが使われているとかいうことの全体の中で、そういう予算の考え方ができないのかというのを最後にちょっとお伺いしたいと思います。

これは、建設部ではなくて企画部、総務部あたりの考え方もかもしれませんけれども、予算要求をしないで与えられた金だけで考えましたというふうに私は聞こえるので、そうじゃなくて、やっぱり道路課としては自主的に、これだけの住民サービスをするためにはこれだけの財政が必要なんですよと、しっかりとしたデータを取って、市民の声を聞いて、そういう予算の要求の仕方というのものもあるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

市長。

○市長（渡辺美知太郎） どちらかという市の総合的な話にはなると思います。

これ言うとなんか怒られるかもしれないんですけど

れども、僕は市長になる前、参議院議員として栃木県内各地回っておりました。はっきり言って、那須塩原、僕は道路は立派だと思います。

ただ、もちろん市民の方々にすると、目の前にある道路が傷んでいるぞということで切実な問題はあるわけですし、議員のところにも恐らく要望がたくさん来ているでしょうし、実際、私のところにも物すごく来ているわけであります。

確かに、いろんな道の検収であったりとかそういうのをしますと、確かに補修、ぼろぼろなところもありますし、あと、通学路なんて危ないから本当は一刻も早く改修したいなという思いはありますけれども、そこはなるべく善処できるようにしたいと思っています。

関部長は、国交省から来てもらってまだ2年目なんですけれども、もう答弁とか聞いても自分の言葉でしゃべっておられまして、逆に彼の持っている知見とかをやっぱり今後、市政に生かしていきたいなと思っています。

さっき予算をどのように入れるかと、修繕7,000万という話がございませうけれども、これ別に当てこすりじゃないですけれども、那須塩原って、建設よりも教育にお金を使っているわけですよ。だから、ALTなんて修繕の3倍ぐらい使っているわけです。それは別にどっちがいいとか言うわけじゃないですよ。どっちがいいわけじゃないですけれども、これって、要はベストミックスといたしますか、どのようにすればいいのかという議論ありますよね。

一つは、これ齊藤誠之議員が言いましたEBPMといたしますか、やっぱりデータを取っていく部分。全てEBPMは、これは無理ですけれども、毎年何となくこの金額計上しているからこんな感じで行こうよというのは少しずつ改めていく必要があるなと思っています。いきなり全部ブラッシ

ュアップするのはなかなか難しいですけれども、やっぱりニーズに合わせていければいいなというふうに思っています。

道路に関しては、私も、本当にいろんな方が言われるので、議員の心情も分かりますけれども、善処したいと思っています。

○議長（松田寛人議員） 19番、鈴木伸彦議員。

○19番（鈴木伸彦議員） 市長からの直の答弁ありがとうございます。

市長も、それから部長も、地元で暮らしている時間が短いということからの判断なんですけれども、砂利道を市長が自分で車で運転する、そういう道を運転することが日常ですよ。どこか別荘とか観光等ではなくて、そういった経験がどれぐらいあるか。雨の日に目の前の道路を走るという経験、日常、それを常に当たり前のように生活している人もいます。そういう人の気持ちも理解できておられるとは思いますが、そういったこと。

それから、市長、答弁の中で感じておられたようなんですけれども、過去のデータだけで判断しているということについて、やはりもう少しこれから、計画するに当たってはもっとちゃんと広い視点で物を見て、どうあるべきかという理想を考えていただいて、市民全体のバランスということもよく考えていただいて、これから予算を立てていく足しにしていただければと、そのように思いまして、この項については、そういう要望があるということなのでもう少しそういう小さいところにも目を向けていただきたいということで終わりにしたいと思います。この件はありがとうございました。

続きまして、では(2)のほうに移りたいと思います。

私道の件なんですけれども、私も私道は、仕事

柄、分譲地を、不動産屋の手先みたいなもので造っていたことがあります。ちょうどバブルの頃に、国会が来るのではないかと。当時、不動産屋さん、建設屋さん、本気で思っていたみたいですね。私は、ちょっとクエスチョン持ちながら仕事はしていましたけれども、あちこちに分譲地を造りました。

そういった中で、昭和40年代、都市計画の網をかけられる以前の頃に造られた分譲地というのが西那須野エリアにはあるんですけども、よそこにもあるでしょうし、当然、別荘地などはそんなことだと思うんですけども、そういったところの道路というのは、いまだ市に寄附されていなくて私道のままというところがあります。

そういった道路は、まさにこれから梅雨に向かっていくときに目の前がもう川のように、雨が降ると、わだちに水がたまって川ようになってしまうというような現状もあるわけです。そういったところを、議員として、やはりそういった市民の気持ちに応えようと、舗装をかけた方が、やはり文化的な生活、利便性、快適な生活に寄与するためには、目の前の道路が舗装であつたらいいなという思いを私自身が感じておりましたので、この質問をさせていただいております。

最初に言おうとしたのが、昨年12月でしたか、田村議員もやはり私道の舗装修繕については質問しておりましたので、一通り読ませていただいて、田村議員の質問を改めて読むと全く私と同感であります。だから、そこについては、同じ市民の代表として来ているわけなので、市民の声として感じ取っていただきたいなどは改めて思います。

ただ、じゃどこが違うかということをやっと御説明させていただきたいんですけども、分譲地的なところ、ある程度これ住宅が固まって、道路に固まっているところの周辺の人たちは、じゃ、

これから先、10年、20年たっても市が管理できていない状況ですと、ずっと砂利道のままになる可能性があると思うんですけども、そういったところに関する認識はどのような形でお持ちでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（関 孝男） 私道の砂利についてはずっと舗装ができないのかという御質問だと思いますけれども、やはりまず大前提としまして、私道というのは、個人の財産で個人の土地ですので、市のほうが舗装するとか、基本的には修繕をすると、大きなですね、そういう機能アップと申しますか、そういうことはできないということでございます。

ただ、先ほどおっしゃられたように経年変化によって、時代も変わっているというところでございますけれども、一つは、手が出せないんですけども、私道の支援というものを本市のほうは独自で行っておりまして、例えば砂利道であれば、一つは小さな補修ですね、ちょっと穴が開いたとかちょっと砂利を敷くとか、そういうことであれば市のほうで支援を行うことができるという形。また、例えば、砂利道を舗装化したいという話であれば、材料ですね、いろいろ条件がございますけれども、最大100万円分の材料を支給するといったような制度がありますので、そういうのを御活用していただければというふうに考えております。

○議長（松田寛人議員） 19番、鈴木伸彦議員。

○19番（鈴木伸彦議員） ありがとうございます。

当たり前のことですよ。市が個人の敷地に舗装をかけたりするなんてことは、これはある意味、やったら行政がおかしくなってしまうので、そのことはもう当たり前のことだと思います。私道に

についても、公共性があるとはいっても個人の権利の土地ですので、同じことだということだと思えます。

そういったことはあるんですが、そういった砂利のままの私道のところの分譲地というのは、仮にですよ、20年先、舗装がかかったほうが良いと住民は望んでいると思うんですね。そこに舗装がかかる可能性はあると思いますか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（関 孝男） それは、私道に対して市のほうで舗装をかける可能性があるかというお話でよろしいでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 19番、鈴木伸彦議員。

○19番（鈴木伸彦議員） 市のほうが舗装をかけるということではなくて、そういうかけることはないだろうと思っています。先ほどの前提ですね。

ただ、もうちょっとじゃ砕いて言いますと、住民の努力によって誰かが取りまとめて、そこを舗装できる可能性というのは、当然そこにそれなりの人がいればできるかもしれません。ですが、一般的に考えて、じゃ、私のほうから答えてほしいかのようなことを言ってしまうと、まず無理だろうと思うんです。

そこに10軒、20軒の個人の住宅があって、その目の前の道路が、もしかすると昔ですから分筆もされていないところもあると思うんです。ただ道路で使っているだけ。そういった道路を、その周辺の人たちが一軒一軒話をして取りまとめて、舗装しましょうよということができると。その舗装をするに当たっては費用が発生するわけですが、それをちゃんと業者さんに見積もらせて、1人1軒当たり幾らですよというような動きを、できればいいんです。そこまでできる人がその地域におられればできると思うんですけども、い

ない。そうは思ってもなかなかできないと思うんですよね。

そういう地域が私の頭の中にはあるんですけども、そういったことに対して市ができないという前提で、市は個人のものにはできないという前提で、でも、那須塩原市に住んでいる、住民税も払っている、固定資産税も払っている、もう長く子育てもしている、そういった人たちの、目の前の道路で困っている住民に対して市が何かできることはないかということにつなげて質問いたしましたが、そういう観点から、先ほど市は100万円は出しますよというような話もあったんですけども、100万円出せばできているのであれば、もうその制度というのは前からあるわけですから、多分できていると思うんですよ。やはりできていないんです。

そこについて、今のまま10年たっても20年たっても砂利なんだけれども、市民の要望について、もう一度、そういう意味でどうお考えになられるでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（関 孝男） その砂利道の舗装ですけども、代表者の方が苦勞してまとめてというお話をされておりましたけれども、一つは、市に受入れをする条件というのが、最低でも幅員が4m以上であるとか、官民境界をきちんとされているとか、その私道となっている地権者の全員の同意が得られているとか等々いろいろな条件がありまして、そういうことを地域の代表者の方がまとめて、市のほうに受入れできるような条件をつけていきたいと思いますよというようなことを御苦勞されているというお話は承知しております。

ただ、それに伴いまして、市のほうがそれに関与して、協力して、一緒に市道受入れ態勢をつく

りましょうよとか、そういうことは、やはり個人の財産、個人の所有ですので、そこはできない状況でございます。

ただ、そういう代表者の方がうちの例えば窓口に来るとか相談に伺うとかそういうことがあれば、いろいろな、先ほど言った市道に受け入れられる条件だとか手続だとか、そういうことをきちんとアドバイスさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（松田寛人議員） 19番、鈴木伸彦議員。

○19番（鈴木伸彦議員） 部長の答弁、基本的には私も理解できるし、立場が変わればそうだと思います。そうなんだけれどもというところは、今回のこれは難しい質問だなと思いつつ質問してはいますが、さほさりなん、やはりそう思いながらも、現実にはそういう地域があるわけですよ。それが10年たっても20年たっても、もっと言うと、10年前もそういう、20年前もそういう要望を出していたと思うんです。でも、できないという現実があるわけですよ。やはり時代がだんだん、スマートフォンだったりIT化されているような時代になっていく中で、下手すると砂利ですから、もう30年、40年前と同じような道路環境なわけです。全然進歩がないわけですよ。

ですから、定住促進という都合のいい言葉がありますけれども、そこに住んでいて、住んでいてよかったと思える、50年たって。そういうまちにするためにも、その市民の気持ちに応えられるような行政サービス、今言っていた、相談に来てくださった人に対応しますと。そうやっていただいておりますし、そのとおりであります。そこから先の、どうやったら個人土地から市の土地に寄附できるような条件、そこですよ。そこをどういうふうに市が支援するかというあたりだと私は思っております。

そこに不動産屋がいれば、ぱっぱっと道筋をつけられるんでしょうけれども、とにかく市の所有か個人の所有かというところにも、これは多分なかなか越えられない壁だと思いますので、今はそこを越えられることの手助け、それを、今の答弁ですと、手助けはしないというか、相談に来たらコンサル的なことはしますよということなんですよけれども、コンサルといってもいろんな意味がありますけれども、そこをもう少し、来た場合に、土地の値段も安くなっていますから、価格的な寄附の仕方ということについてはそんなにはないと思うんですけれども、その分、測量費が高いとかいろいろあるとは思いますが、そのところをもう少し充実させてほしいなど考えるんですけれども、そのあたりは、やはりイノベート、これからも変わらないという考え方でおられますか。

○議長（松田寛人議員） 市長。

○市長（渡辺美知太郎） 実は、あまり言うとは地域特定されちゃうんであれですけども、道路以外にも、そういう話、結構多いんですよ。合併前は、例えばここから先は水道管入れないとか、その分、地価が安いですよといって家を建てて、まさに今20年たって、そろそろ水道を通してくれとか、最初に浄化槽で買ったけれども、それ合併前の話だから、もう違う町になったんだから下水を通してよとか、結構多いんです。

それって、でも、大変申し訳ないんですけども、その分、安いから買ったわけですよ。だから、やっぱり安易にやっちゃうと、これ、モラルハザードになっちゃうわけです。俺らは要は道路ないところにやったけれども、20年住んでいたらラッキーみたいになっちゃったら、これ、もう何のためにやっているのという話ですから、それはやっぱりちょっと考えなきゃいかんといえればいか

んわけですよ。

部長の答弁で僕はいいとは思うんですけども、我々も門前払いしているわけじゃないですから、どうやったら道路を入れられるとかそこはちゃんと、お越しいただければ門前払いしないでということでございます。

確かに、今出した例は合併前の話で、もう今は違う町なんだからいいでしょうというロジックもあるかもしれませんが、そこはやっぱり往々にして見ていく必要があるなと思っています。

あと、市に土地を寄附したいとか、そういう話がすごく多いんですね。全部が全部、これ引き入れちゃうともう大変なことになっちゃうというのは御承知おきいただければと思いますけれども、私も市長になって、こんなに来るんだというぐらい、とにかく市に寄附して、面倒見てくれみたいな、土地、もううちらではやっていけないからというのがすごく多いので、そこも御了承いただければと思います。もちろん議員のところにもたくさんいろんな御要望が来ているでしょうから、お気持ちはよく分かります。

○議長（松田寛人議員） 19番、鈴木伸彦議員。

○19番（鈴木伸彦議員） 市長、御苦労さまです。

市長になられてお分かりだと思うんですけども、それが市長の仕事ですよ。もうたくさん来るはずですよ。

それとあと、同じです。安い土地を買って、後から下水引いてくれとか、砂利道のところを買って舗装してくれというのは、基本、私も大嫌いです。ずるいというか、そういうものは。

私の話しているのは、どこと言っちゃってもいいぐらいなんですけれども、言いませんけれども、ちゃんと県の下水道がそのすぐ脇にあるんです。あって、たまたま私道なので下水も引けない、そういうところなんですよ。学校も廃校にならな

いで、その地域から子供たちもちゃんと成長して育っているような地域の話なんです。際限なく、ここは那須町ではないですけども、別荘もありますし、そういうところを、定住していない人のところの目の前の道路まで舗装しようとかということではないです。

やはり生活圏がちゃんと、駅周辺とは言いませんけれども、周りの環境、そこに新たに分譲地ができたりしているような地域の、ちょっと古くて取り残された地域のことを想定して話しております。ただ、あまり差別はしないほうがいいと思っています。

あとは、その要望がどれだけ市民から来ているか。相談に来たときにそこをよく聞き分ければ私の言っていることは理解できると思うので、私もずっとここで生まれ育って暮らしていますので、やはりそういうところがあって、何十年もたっていたらもう市道でいいんじゃないかと。市道だって必ずしも、排水のことを考えたときに側溝があるわけではないですよ。だから、側溝がなければ受けられないとか、確かに、しゃくし定規に引けばそのとおりなんです、そろそろ人口減少もしている中で、農地を一々宅地に変える必要もないんじゃないかと。

それはそれでいいですけども、三島あたりには今でもまだ分譲地ができています。でも、昔造った分譲地が、そこに入らないでそっち行くとまた農地がどんどん、コンパクトシティの中にある農地が宅地化されていく。今まであった分譲地が荒廃化していくというのも、市の中の財産を考えたときにやはりもったいないなと思うので、そういったことをちゃんと考えた上で、そして市民の気持ちをうまく把握してやってほしいというのが今回の質問なんですよ。

なので、幾つか、そんなに多くはありません、

私の中のイメージでは。私の気がつかないところも当然あるとは思いますが、私のところに来ている中で、選挙のこともあって回って歩くと、あら、ここまだ砂利なんだな、そういえば前にも言っていたよなというところが、やっぱり10年以上たっても変わらない。市民の生活、時代が人口減少になっていく中でも、やはり生活する目の前の道路ということで、そういう分譲地もある。分譲地というか、そういうところがあるので、もちろん、公平性ということもあります。それが大事です、一番ね。そういうことも考えてやって考えていただきたいというのがこの2番の問題なんです。

これ、質問する上で頭にあったのは、一部のところでは一生懸命取り組む人がいて、舗装になるかどうか分からなくても頑張っている人がいる。そういったところをしゃくし定規にして、しゃくし定規でいいのかもしれませんが、応援はしてあげるといって体制を今後、市の中で何か新たな取組として取り入れてほしい。別に那須塩原市が全国一、立派な道路のまちになったかと、何も、いいわけですよ。ただ、そこを逆に目指すぐらいで、そして定住促進を図ってもらいたいなど、そんなふうに思います。

では、長くやるほどの問題でもない、問題は重要ですが、もっと重要な話もあるでしょうから、この辺にしておきたいと思います。

最後に、10分切りましたので、道路に対する要望は非常に多いと思います。金子議員や三本木議員の要望もしかりでした。

道路は暮らしに密着しております。生活道路は、特に毎日、同じ人が使うものです。市民が公平に市の道路を使う。広い意味では、目の前じゃない道路も、ずっと使うなんてことはない、もう特定なんです。そういったことです。公平に市の財

源を投資するという事はなかなか難しく、公共施設の長寿命化、健全な財政を維持するということも、これもなかなか難しいことです。でも、これは市長の仕事ですから、よろしく願いいたします。

それでも、市民の声を聞いて市民に応えるのが地方行政であると私は考えます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（松田寛人議員） 以上で、19番、鈴木伸彦議員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。

会議の再開は11時15分です。

休憩 午前10時50分

再開 午前11時15分

○議長（松田寛人議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 堤 正 明 議員

○議長（松田寛人議員） 次に、1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 皆さん、こんにちは。議席番号1番、日本共産党の堤正明でございます。

まず、コロナ禍の中、感染予防の対策の下、地域交通の運行に携わっておられます関係部署、運行会社の方々に感謝を申し上げたいと思います。

それでは、6月定例会議における市政一般質問を行わせていただきます。

1、ドア・ツー・ドアのデマンド交通の実現について。

那須塩原市では、市民の方がいつまでもこのま



ちに住み続けたいと望んでいます。本市が描く公共交通の考え方、あるべき姿と、自宅から目的地まで自由に利用できるドア・ツー・ドアのデマンド交通の実現について伺います。

(1)ドア・ツー・ドアのデマンド交通に関する栃木県内の実施状況を伺います。

(2)高根沢町では1回100円でドア・ツー・ドアのデマンド交通を運行しているが、本市でも実施する考えはあるか伺います。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員の質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（渡辺美知太郎） 堤議員から関係部署に対して心温まるお言葉、ありがとうございます。議場の雰囲気を感じますと、堤議員、多くの方の御期待を集めておられるなどというのを拝察します。高久前議員にも大変お世話になったわけでございますけれども。

さて、デマンド交通、ドア・ツー・ドア、お答え申し上げますが、栃木県内のドア・ツー・ドアのデマンド交通、大田原市の一部の地域、それから、高根沢町で導入されていることは把握しております。

那須塩原市の場合はどのようなまずデマンド交通を採用しているか、御存じだとは思いますが、私のほうからも再度説明をさせていただければと思います。

まず、ゆータクですよね。これは、路線型デマンド交通と言われる部類に入ります。それから、タクシー券、福祉と高齢者の方のタクシー券を交付しているところでございます。

それで、今、那須塩原市のデマンド交通、今言ったタクシー券であったりゆータクであったりですけれども、予算規模で見ると、年間、今回も1億6,100万円かかっているんです。さっきの鈴木

議員の話じゃないですけども、毎年1億6,000万。細かく言いますと、ゆータクが6,400万、福祉タクシー利用券が3,200万、高齢者外出支援タクシー券が6,500万と、はっきり言って、これ、巨額な金額を毎年交付しております。まず、これをしっかりベストミックスする必要あるなと思っております。

なので、今の段階ではドア・ツー・ドアのデマンド交通を導入する予定はございませんけれども、まず、市にあるべきデマンド交通、これをしっかり探っていく必要があるわけです。これ、いろいろな事情があつて過去のしがらみが多いわけです。タクシー利用券とかゆータクとか、時の市長がそれぞれ考えて積み重ねてきたものが、今現状、別にこれ、誰が悪いとかいうわけじゃないですけども、積み重なっちゃつてきている段階ですから、これをどのように精査をしていくかというところから始めていきたいと思っております。今年度、地域おこし企業人交流プログラムを活用して、JRバス関東株式会社から、公共交通に関する専門知識と経験を有する職員の方1名にお越しいただいております。今後、市のあるべきデマンド交通、こうしたものをしっかり検討していきたいなというふうに考えております。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 答弁ありがとうございます。

人口が10万人を超える栃木市とか小山市がございます。ここでは、市内のエリアを分けて、このドア・ツー・ドアのデマンド交通を実施しております。また、私も調べましたら、県内25市町のうち17の自治体でも、ドア・ツー・ドアのデマンド交通を実施しているということが分かりました。

栃木県内、このような現状ですが、それをどのように市として捉えていくかということ、再度

お伺いしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（磯 真） お答えいたします。

県内の市町の状況はまさに様々でございます。例えば、宇都宮周辺部なんかですと、民間のバスがかなり発達しております、それを埋めるような形で面的なドア・ツー・ドアをやっている自治体もございます。あと、面積が狭いところだと、費用的にもかからないとか、あとは市営のバスを走らせないでドア・ツー・ドアのデマンド交通だけをやっているとか、そういった状況がございます。

那須塩原市におきましては、先ほど市長からありましたように、これまで様々な経緯ございました。合併当初は旧黒磯市営バスと塩原の町営バスをそのまま走らせておまして、平成19年度からゆーバスに替わりました。その後、25年度から、利用が少ないところについては、ゆーバスから切り離して、今のゆータクの前の交通に替えたというふうなことがございます。

〔「予約ワゴンバス」と言う人あり〕

○市民生活部長（磯 真） 失礼しました。度忘れしました。予約ワゴンバスですね。25年度から予約ワゴンバスに替えたという経緯がございました。

その後、平成30年9月からは、予約ワゴンバスから今のゆータクに変更したというふうなことがございまして、それで、公共交通網の計画が市でございまして、その第1段階が平成30年9月まで完了したということで、今は第2段階ということで、その後、ゆータクの運行状況とかそういったものを勘案した中で、面的なデマンドが必要かどうか慎重に検討したいというふうを考えているところでございます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 地域交通をデマンド交通とすると何がいいかというと、やっぱり市民の方の利便性が向上するというふうに考えます。ぜひ利便性を向上させて、このゆーバス、ゆータクでも同じですが、向上することによって利用者が増えていくというふうにも考えられますので、今後、デマンド交通についてもぜひ御検討をお願いしたいと思います。

2つ目として、栃木県内における公共交通サービスの人口カバー率、これがあるかと思いますが、本市は何%ぐらいの人口カバー率となっているかお伺いします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（磯 真） 県が取りまとめております「とちぎの公共交通」というものがございまして、最新の公開されているものと令和元年度版になります。それによりますと、那須塩原市の公共交通サービスの圏域人口は、ごめんなさい、率ですね、総人口に対する割合は74.5%でございます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 74.5%のカバー率ということでございますが、県内の25市町のうち、人口カバー率が低い自治体の中にこの那須塩原市とか塩谷町が入っているのではないかと考えております。以前は60%という状態でしたが、今は、カバー率としては少し上がっているのかなというふうに思います。

また、100%カバーしている自治体も14ほどございます。これはなぜ100%になっているかというと、ドア・ツー・ドアのデマンド交通が実施をされ、公共交通の空白地がないからということで考えております。

本市の、那須塩原市地域公共交通網形成計画、これがございますが、市全体の公共交通サービス圏域の人口カバー率、これが今、74.5%ということでございますが、今後の課題として、公共交通サービス圏以外の方ですね、この方への移動手段の確保が必要だと述べておりますが、今後、どのようにしてこの空白地帯のところの移動についてなくしていくか伺いたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（磯 真） 公共交通の空白地帯につきましては、先ほども申し上げました公共交通網形成計画の第2段階の中で、ゆーバスですね、そちらについて利用実態等の検証を通じまして、この後、解消に向けた運行エリアの拡大等の検討を行いまして、地域の実情や要望に合った形態の導入を目指していくというふうな考えでございます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） この人口カバー率、全体では74.5%なんですけど、特に低い地域と申しますか、高林地域では40%、宇都野地域と箒根地域は40%と認識しておりますが、ここでは、逆に言えば、6割の方が公共交通の利用に支障を来しているのではないかと考えます。この低いカバー率の地域の方の移動手段をどういうふうに捉えるかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（磯 真） カバー率が低い地域というのが、那須塩原市の場合、面積が広いというふうなところと、あと、平たんな地形というふうなところがありまして、山間部とかですと、例えば道路1本にバスを通せば、その周りの方たちが全てバスに乗れるというふうな区域もありま

すけれども、平たんな場所ですと、路線が通っている道路から離れているところにお住まいの方も結構いらっしゃるというふうな中で、どうしても経費と、あとは利用する方の利便性の兼ね合いというふうなところが出てきまして、すぐ近くにバス停がないとかという方、バス停とか、あとゆータクの乗り場がないという方もいらっしゃいます。

そういった方につきましても、先ほどから申し上げてありますように、第2期の見直しの中でどのようにしていくかというふうな検討をしていきたいというふうなことで考えておるところです。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 公共交通のサービスが行き渡らないところ、ここでは買物難民等が出て通常の生活に支障を来す可能性がございますので、今後、こういう交通弱者の方の目線で今後の政策に反映していただければと思います。

次、(2)の高根沢町で1回100円でドア・ツー・ドアのデマンド交通を運行しているが、本市で実施する考えはあるかという点について再質問をさせていただきます。

高根沢町では、30分前に予約すれば、自宅から目的地まで1時間に1本のダイヤで運行しているワゴンが3台、タクシー1台が動きます。料金は1回100円で、今年度からは80歳以上の方は無料で利用ができるようになりました。また、高根沢町では、自宅まで送迎することにより高齢者の見守りにもつながっています。

本市と高根沢町では、当然、人口、面積、交通状況などが異なりますが、先ほどありました栃木市、小山市のように、エリア分けをして創意工夫すれば本市でもデマンド交通の実現が可能と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（磯 真） 先ほどから第2段階での見直しというふうなことはお話ししてありますけれども、小さな町であれば、タクシーを使ったデマンドというふうなところも、距離が短いというふうなところで費用的には遠距離を乗るよりも安くなると思います。

ただ、那須塩原市の場合、かなり面積が広うございまして、今現在のゆータクにおいても、1人当たりの公費負担額ですね、そちらが、去年はコロナもありましたので利用者も少なかったということで、一昨年でも1人当たり4,000円の公費がかかっております、1回乗るに当たって。ちなみに、ゆーバスについては1回乗るのに800円の公費ということで、5倍かかっているわけでございます。

そういったところで、結局、市民の方々の税金を使うというふうなところがありますので、どれくらい税金を投入してそれぞれの方々の利便性を上げるのかと、自由度を上げるのかといったところが課題になっております。

また、公共交通については、一過性のものでなくて、継続的に長い間使っていかななくてはならないということがありますので、一時的に経費を賄っても、その後、永続的にずっとその公共交通が使えるというふうにしておかないと、途中で財政的な事情で公共交通が使えなくなるというふうなことは避けなければいけないというふうなことがありますので、今現在はこのようなやり方をしているというふうなことでございます。

○議長（松田寛人議員） 市長。

○市長（渡辺美知太郎） 今、部長の答弁にありましたが、まずはデマンド交通の在り方、これを今後また考えていく必要があると思うんです。

ただ一方で、じゃ、ドア・ツー・ドアを未来永劫やらないかと、そんなことはないと思うんです。

例えば地域限定で、それこそ今、公民館を一つの単位としてやっています。最小では、例えばその地区の公民館内だったらいいですよとか。

確かに、公民館のエリアだけじゃ買物できないよと言うんだったらもうちょっと広げますけれども、地域限定にしていくと。広く言えば旧市町村単位だったりとか、より細かくやるんだったら、公民館単位だったらいいですよとか、そういうのは今後、今ここで導入しますというわけじゃないですけれども、逆に地域を細分化して行って公民館単位だったりとか、どの単位にするかはちょっとまだあれですけれども、そういった、逆に、よりニーズに合って、かつ効率も考えるということに関しては悪くないのかなというのは、私の、ごめんなさい、これは感覚です。別に市として行いますというわけじゃないですけれども、所感としては、一つの方法としては悪くないのかなという気はします。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 今お答えいただいたように、公民館単位とか、いろいろ細かい単位というのをおっしゃっていただきましたけれども、私もやっぱり、エリアはできるだけ最初は小さいところから始めて、そのエリアを将来、結合していけばいいのかなというふうに思います。

例えば塩原箒根地域とかあるいは西那須野地域、それから東那須野地域、それからあと鍋掛地域とか、そういう中で順次、交通弱者のエリアからデマンド交通のエリア分けをして実行して、さらにそのエリアを将来つなげていくと。あるいは、JRの定期路線バス等につなげていくというような構想も考えていただければと思います。

2つ目です。この高根沢町、そういう今取組をやっておるんですが、このほかにも先進的な取組をしている自治体があります。

その一つは、宇都宮市で利用している乗り合いの地域交通デマンドタクシーが、このたび、スマートフォンなどのウェブアプリで予約できる予約配車システムの実証実験が始まりました。これは、24時間対応で、運行ルートの最短コースが自動的に選定されるというものです。実証実験を経て、来年度以降に本格導入が予定されております。

2つ目は、茨城県日立市で、人工知能AIを活用し、デマンドタクシーの実証実験が始まりました。これは、高齢化が進む市民の新たな足となるもので、この実験は、国土交通省が進める次世代交通サービス、MaaSの推進支援事業にも選ばれております。

これらの取組は利用者の利便性向上に有効なものと考えられますが、本市はこれらの取組についてどのように考えますか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（磯 真） 今のところ、そのICTを使ったものとか今御紹介がありましたところについてはまだこれから検討するというふうなところでございますけれども、利便性の向上というふうなところでいきますと、那須塩原駅と黒磯駅の停留所に、間もなくバスが来るというふうな表示ができるようになっております。バスが行った後については、バスが行きましたよということで、ただの停留所ですと、バスが来たのか、特に定刻の時間だと、行ってしまったのか、それともこれから来るのかというふうなのが分からないというところがありますので、そういった表示を試験的にやっているところでございます。

○議長（松田寛人議員） 市長。

○市長（渡辺美知太郎） これも齊藤誠之議員の質問に答えましたけれども、これはデマンド交通でもないし、料金設定とかまだ考えていないですけ

れども、無人の自動運転のグリーンスローモビリティを塩原地区で、どちらかというと観光側なんですけれども、そういったICTであったりとかテクノロジーを使った、特にやっぱり自動運転というのは、今後、地域の公共交通を考える上では必要不可欠だと思っています。

今回、エリアを限定してはございますけれども、ある程度よくなっていければ、それこそ市内を勝手に、勝手にと言ったらあれかもしれませんけれども、遊走させて、それこそアプリで呼んだら来るとか、そういう自動運転の可能性も非常に高いなというふうに思っております。これは蛇足ですが。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） ありがとうございます。

このITを活用した市民サービス、自動運転等、これから時代が大きく変わろうとしておりますので、いずれにしても、今後検討していく中でも利用者の利便性を第一に考えていただければと思います。

それでは次、2番の質問に移らせていただきます。

2、地域交通ゆーバスについて。

ゆーバスが利用できない地域があります。利用の改善について伺います。

(1)ゆーバスの路線の見直し、路線の追加ができるか伺います。

(2)ゆーバスのバス停の追加、移動ができるか伺います。

(3)ゆーバスのバス停や乗換場所に屋根、ベンチを設置する考えはあるか伺います。

(4)ゆーバスの利用促進について、市民の要望・意見を今後どのように把握し反映していくのか伺います。

○議長（松田寛人議員） ここで皆様に申し上げます。

1番、堤正明議員より一般質問の際に資料を提示したい旨の申出がありましたので、許可いたしました。

1番、堤正明議員の質問に対し、答弁を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（磯 真） 2の地域交通ゆーバスについて順次お答えいたします。

初めに、(1)のゆーバスの路線の見直し、路線の追加ができるかについてお答えいたします。

ゆーバスの路線については、おおむねの幹線は出来上がっているものと考えております。今後、人口減少が進んでいく中、利用見込みや運行経費等を踏まえ、既存路線の見直しを行いながら利便性の向上を図っていきたいと考えております。

次に、(2)のゆーバスのバス停の追加、移動ができるかについてお答えいたします。

ゆーバスは、一部路線で、停留所のない場所でも乗り降りできるフリー乗降区間を取り入れております。その他のバス停につきましては、利用者数の見込みやバス停間の距離、設置箇所の安全性、既に利用されている方への影響などを考慮し、追加や移動を行うこととしております。

次に、(3)のゆーバスのバス停や乗換場所に屋根、ベンチを設置する考えはあるかについてお答えいたします。

これまでに、JR3駅などの停留所に屋根やベンチを設置しております。今後とも、停留所の利用者数や設置場所の周辺状況などを考慮し、設置について検討してまいりたいと考えております。

最後に、(4)のゆーバスの利用促進について、市民の要望・意見を今後どのように把握し反映していくのかについてお答えいたします。

これまでに、市民からの声を受け、グーグルマップなどを利用した経路検索システムを導入する

ことで利用促進を図っております。さらに、ゆーバス車内や電話、メール等でいただく利用者からの声を伺いながら、運行ダイヤの見直しや乗り継ぎ時間の短縮など、利用促進につなげていきたいと考えております。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 答弁ありがとうございます。

2番の地域交通ゆーバスについて再質問をさせていただきます。

まず、(1)のゆーバスの路線の見直し、路線の追加ができるかですが、コロナ禍の中、ワクチンの接種が急務となっておりますが、このゆーバスの路線はワクチンの集団接種会場をサポートしているか伺います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（磯 真） 集団接種会場のうち、にしなすの運動公園の体育館、そちらについてはゆーバスの停留所がございます。

あとは、宇都宮共和大学、あちらにはゆーバスとゆータクの停留所はございません。

もう一か所、くろいそ運動場、あちらについては、ゆーバスのほうの停留所がございますので、そちらでお降りいただければ対応できるかと思っております。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 必要なものはすぐに実施することが市民サービスの向上にできることだと考えていますので、よろしく願いいたします。

2つ目に、先日、私はワクチン接種のため、ゆーバスを利用して、関谷から塩原温泉病院まで行く路線を確認いたしました。その中で、塩原温泉地域と関谷地域には、ゆーバスの路線が繋がっていないことが分かりました。

ゆーバスは、関谷の道の駅アグリパル塩原を拠点として3路線がございます。これが那須塩原市の地域バス総合時刻表ということで、これに路線、時刻がそれぞれ記載されているわけですが、そこで質問をさせていただきますが、ゆーバスの塩原・上三依線を関谷まで延長して西那須野地域とつなげることはできるでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（磯 真） 西那須野駅から塩原温泉街にはJRバス関東が走っております。その乗換地点が、JRバス関東の塩原のバスターミナルがございますので、そちらで乗換えを行っていただくというふうなことになるかと思えます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 路線がつながっていなければ、ゆーバス同士の中では当然乗換えができませんので、利便性の向上にも、私は、路線の延長が必要だと考えております。後でちょっと、今のJRバス関東さんの路線についてはまた別のところで質問をさせていただきます。

(2)のゆーバスのバス停の追加、移動ができるかということで、先ほどフリー乗降でできるというところがございましたけれども、今回、塩原温泉病院に行くためには、先ほどの民営の定期路線バスですね、JRバス関東さん、これで乗り換える必要があるという御答弁がありましたけれども、この乗換場所、御答弁の中では塩原温泉バスターミナルということでございましたが、そこまで行くには、当然、バスの運賃、時間も要します。

ここの路線の途中に、ゆーバスの折返地点、夕の原というバス停がございます。この夕の原は、塩原地域の最初のバス停となります。このJRバス関東さんとゆーバスのバス停、両方がありますが、そのバス停が離れて存在をしております。

また、国道400号線がトンネルと橋を建造して、来年春に新しく400号線が付け替えになります。その出口が夕の原となるところから、この夕の原のバス停を、JRバス関東さんのバスとゆーバスと一体化をして乗換場所として整備できるか伺います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（磯 真） 夕の原のバス停につきましては、ゆーバスはそこで、ちょっとした広場がありまして、そこで転回をして温泉街に戻るといふような場所がございます。バス停につきましても、議員からお話ありましたように、JRバス関東と若干離れたところにあります。

将来的に、道路が開通した際にはバス停を一つにするというふうなことになるのかなというふうに思っていますけれども、今すぐ一つにするというふうな予定はございません。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 夕の原は、ゆーバスの折り返しの土地だということですので、実際にバスの停留所を整備する土地はあると考えますので、今後、この400号の付け替えがなったときにぜひ検討の一つにお願いをしたいと思います。

次、(3)ゆーバスのバス停や乗換場所に屋根、ベンチを設置する考えはあるかということで、今、JR3駅にあって順次つけていくということでございますが、このゆーバスの路線は当然複数ございますので、その複数あるバス停、これを乗換場所として整備し利用者の利便性を向上すべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（磯 真） バス停のベンチと屋根につきましては、これまでも議会の中で再三御

質問をいただいているところでございます。

その中でも、まずはベンチを置く場所があるのかということですね。路肩で幅員がないようなところだと、ベンチが置けないというふうなところがございまして、先ほどの1回目の答弁の中でJR3駅等と言いましたけれども、バス停留所があるうち、民間バス路線も含めて、屋根を設置しているバス停は全部で10か所です。ゆータクが止まる停留所の中で10か所は屋根がございまして。また、ベンチについては13のバス停でベンチを設置しているところでございます。

この後は、設置できる場所があれば、乗降客数なんかも勘案しまして検討してまいりたいと考えております。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） ありがとうございます。

雨と風を防いで、これからの夏の熱中症にも予防の対策になるかと思っておりますので、市民の健康を守る観点からも整備を促進していただきたいと思っております。

(4)のゆーバスの利用促進について、市民の要望・意見を今度どのように把握し反映していくのか再質問をさせていただきます。

今回、本市は、ワクチン接種の意向アンケートをLINEを使って行いました。今後、このような手法も取り入れ、多くの市民から意見・要望を聞いて政策に反映する必要があるかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（磯 真） 本市の地域公共交通網形成計画が、今年度、来年度にかけて見直しがございます。その中でアンケート調査もございまして、そういった手法を取るかも含めて検討したいというふうに考えております。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） ありがとうございます。

では、3番の「ゆータク」について質問をさせていただきます。

ゆータクはタクシーの車両を使っていますが、本来、タクシーとは、自宅と目的地への送迎が基本的な乗り物と考えております。送迎場所の改善に関し、以下の点を伺います。

(1)なぜバス停での送迎となっているのか伺います。

(2)ゆータクの送迎場所の追加・変更ができるのか伺います。

(3)車椅子の方など、交通弱者がゆータクを利用できるのか伺います。

(4)市民がゆーバス、ゆータクを利用して主な病院、スーパー、公民館などに出かけるときにゆータクを活用できるようになっているか、また、ゆータクの利便性について伺いたいと思っております。

○議長（松田寛人議員） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（磯 真） それでは、3のゆータクについて順次お答えいたします。

初めに、(1)のなぜバス停での送迎となっているのかについてお答えいたします。

ゆータクは、平成30年9月まで運行していた予約ワゴンバスと同一路線を運行しており、引き続き同じバス停での送迎となっております。

次に、(2)のゆータクの送迎場所の追加・変更ができるかについてお答えいたします。

送迎場所の追加・変更につきましては、2の(2)のバス停で答弁させていただいたとおりでございます。

なお、ゆータクは、タクシー車両による予約運行のため、一定条件を満たせば地域の要望に応じ



設置できる「地域のりば」や、2人以上の相乗りのときに御利用いただけます「区域外のりば」を昨年10月から新たに開始し、利便性の向上を図っております。

次に、(3)の車椅子の方など交通弱者がゆータクを利用できるかについてお答えいたします。

日頃から、車椅子等の方にもゆータクを利用させていただいております。また、一部の運行事業者においては、ユニバーサルデザインタクシーの導入など、車椅子等の方がより利用しやすい環境づくりに取り組んでおります。

最後に、(4)の市民がゆーバス、ゆータクを利用して主な病院、スーパー、公民館などに出かけるときにゆータクを活用できるようになっているか、ゆータクの利便性についてお答えいたします。

ゆーバスやゆータクの停留所設置に当たっては、市役所や公民館などの公共施設、商業施設や病院など、利用者ニーズの高い乗り場を設けることで、利便性を高めながら皆様に活用していただいております。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 3番のゆータクについて再質問をさせていただきます。

なぜバス停での送迎となっているかということですが、予約ワゴンバスと同じということですが、今、市民の方には、バス停まで歩いて行けない、また、バス停まで歩いて行くのに15分かかる、何とかしてほしいとの声が寄せられております。

公共サービスの人口カバー率で、路線の片側300mを利用人口とみなしておりますが、せっかくのこのゆータクはタクシー車両を使っておりますので、片側300m、両側にすると600m、この範囲内をそれぞれ仮想的なバス停として、この600m以内の幅の中にある自宅は送迎場所として考える必要があると思いますが、いかがですか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（磯 真） 300mというのが、これまでの調査等で、気軽に歩いていける距離というのが200mから400mというふうな調査の結果を基に300mというのをしております。

また、先ほど申し上げましたように、路線から外れたところでも、ある程度の需要があればゆータクを回すということで、現在、塩原地区で2か所、路線からちょっとはみ出したところで新たに停留所を設けております。

また、健康長寿センター、あと菅間記念病院などにつきましては、相乗りであれば、決まった路線のところからちょっと遠回りになりますけれども、そちらにも回すというふうなことで利便性の向上を図っているところです。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） ゆータクの路線があっても利用できないのでは意味がありませんので、今後、柔軟な路線運行を要望させていただきます。

(2)のゆータクの送迎場所の追加・変更ができるかということで、今、「地域のりば」、「区域外のりば」の設定ができるというお話ですので、那須町では、ごみステーションを自宅側停留所としてデマンド交通が運行されております。より自宅に近い停留所を設定するという事は可能でしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（磯 真） 那須塩原の場合、停留所というのはあくまでも路線上です。先ほど申し上げました「地域のりば」以外ですと、路線上の停留所というふうなことになります。

ただ、停留所の数も大幅に、平成30年10月の見直しで増加しているところでございます。ちなみ

に、数のほうを申し上げますと、ゆーバスとゆータク合わせまして、その見直し以前ですと386の停留所があったところを446ということで、約40の停留所を増設したというふうな経緯がございます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） (3)の車椅子の方など交通弱者がゆータクを利用できるかということで再質問をさせていただきます。

車椅子の方は、折り畳んでゆータクの車両に乗せなければならないということで、折り畳まずに乗降できるユニバーサル車両があるということですが、数にも限りがありますので、今後、増やしていければと思います。

それから、バス停には点字の時刻表がございません。目の不自由な方のために点字の時刻表を設置する考えはあるか伺います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（磯 真） 点字の時刻表はございません。ただ、バス停におきましては、バスの外づけのスピーカーで運転手さんが経由地とか行き先のほうを外に聞こえるようにアナウンスしまして、例えば、同じ停留所で2本バスが通っているようなところなんかですと、そのアナウンスを聞いていただいて乗り間違いがないようにしていただきたいというふうなことで、現在、運用しているところでございます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 分かりました。

(4)のほうに移ります。

市民がゆーバス、ゆータクを利用して主な病院、スーパー、公民館などに出かけるときにゆータクを活用することができるかということでございますが、私は、関谷から黒磯のみるる、くるるまで、

ゆータクの接骨木線とゆーバスの西那須野線を利用しました。

時刻表とにらめっこして乗換場所を探しましたがけれども、ベンチ、屋根があるところは西那須野駅という格好でしたが、実際にはこの乗換えの時間が合わなくて井口北で乗り換えることになりました。しかし、この井口北は、バス停としてこのゆーバスの最初の接続点になるわけですが、屋根、ベンチ等はありません。また、乗り換えるためには反対側の道路に渡る必要がございます。だけど、反対側の道路に渡るための横断歩道もございません。

こういう乗換場所に選んだ接続点としての井口北などに、乗換えに必要なバス停の環境をどのように今後考えていくかお伺いしたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（磯 真） 今後の見直しの際の検討の材料とさせていただきますと思います。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 市民が安全に利用できる環境整備を望みます。

2つ目として、ゆータクの宇都野線を利用して、西那須野駅から道の駅アグリパル塩原まで利用させていただきました。片道約32分、メーター料金で7,400円でしたが、これは、他の利用者がいないにもかかわらず、路線内の全ての停留所を通過したからこういうふうになりました。

だけど、他の路線を利用した方の中には、ほかに予約者がいなかったのも、最後は路線をショートカットして早く到着した事例を聞いております。運行会社によって路線の走行に違いがございますので、運行を委託している会社のゆータクの運行状況を市として把握しているか伺います。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（磯 真） ゆータクにつきましては、相乗りの方がいらっしやなくて、お一人だけで乗車されてそのまま目的地に行くといった場合には、途中の停留所をショートカットするというふうな運用をしていると聞いております。

議員が乗られたところはどのような経路だったのかというのは分からないんですけども、できるだけ最短の運賃になるようにということで運用しているのかなとは考えているところです。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 運行状況に差異がございましたので、今、質問をさせていただきましたけれども、今の答弁ではショートカットも可能だという運行になっているということですので、今回乗ったのは、ショートカットできないのですかというふうに聞いたんですけども、決まりとして駄目だと言われましたので、何か会社によって違いがあるということですので、そこは再度、運行会社の指導をしていただければと思います。

当然、ショートカットすることによって市民の利便性は向上するし、市の予算の節約にもなるというふうに考えます。

3つ目でございますが、JR駅のバスターミナル、これは那須塩原市の玄関口でございます。市民及び観光客の利便性を向上していかなければなりません。駅のバス停、また地域のバス停にQRコードによる乗り場の案内とか観光案内など、情報発信をしていく考えはございますか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

市民生活部長。

○市民生活部長（磯 真） 駅でのバスについての乗車案内につきましては、那須地区の定住自立圏の中でもこの公共交通について計画をつくっております、その中で、今後どういった表示がい

いのかというふうなところを検討してまいりたいというふうなことで考えております。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 那須塩原市のブランド力向上という観点からも、外国語の表示とか、観光都市としてアピールしていただくことを要望します。令和4年度にはこの地域公共交通網計画の改定がなされるというふうに聞いておりますので、私が今まで質問した内容あるいは要望を反映していただければと考えます。

それでは、4番の学校給食の無償化実現について質問をさせていただきます。

6月は食育月間でございます。市の広報なすしおばら6月号にも、「『食育』について、主に健康問題や食料問題に目を向けがちですが、食べるということは、命をいただくということ。命ある食べ物が、私たちを支えてくれています。『いただきます』という一言は、食事をいただきますという意味だけではなく、『命をいただきます』という意味が含まれている」と記されています。

この大切な食育の一つが学校給食です。児童生徒の皆さんが同じものを食べる、大切な教育の場だと思います。憲法第26条には、「義務教育は、これを無償とする。」とあります。学校給食は教育の一環です。那須塩原市では、憲法第26条のとおり学校給食の無償化を実施する考えはあるか伺います。

(1)全国の学校給食無償化の最近の事例にはどのようなものがあるか伺います。

(2)コロナ禍の中で子供の貧困が問題になっています。子育て支援策の一環として学校給食無償化に取り組む考えはないか伺います。

○議長（松田寛人議員） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

教育部長。

○**教育部長（後藤 修）** それでは、4の学校給食費の無償化実現について順次お答えをいたします。

初めに、(1)の全国の学校給食無償化の最近の事例にはどのようなものがあるかについてお答えいたします。

学校給食費の無償化の実施状況につきましては、文部科学省が平成29年度に全国調査を行いましたけれども、それ以降は実施してございません。そのため、全国の最近の事例については把握することが難しい状況ではございますけれども、関西の政令指定都市におきまして、令和2年度から学校給食費の無償化を実施しているということは認識してございます。

次に、(2)の学校給食費の無償化に対する市の考えについてお答えいたします。

本市の学校給食費につきましては、学校給食法の経費負担区分に基づきまして保護者の皆様にも御負担をいただく考えであることから、無償化について実施する考えはございません。

以上でございます。

○**議長（松田寛人議員）** 1番、堤正明議員。

○**1番（堤 正明議員）** 4番、学校給食の無償化実現について再質問を順次させていただきます。

全国の学校給食無償化の最近の事例、今、御答弁にございましたように、関西の政令指定都市、これは大阪市を指すものと思いますが、ここでは令和2年度から実施していると。単に実施するだけではなくて、コロナ禍の中、1年前倒しで学校給食の完全無償化を実施されているというふうに思っております。

また、お隣の群馬県でございますが、28の自治体のうち、全額補助をしている自治体が、免除も含め12自治体ございます。また、残る自治体も一部補助で、全ての自治体で給食費への直接の補助がされております。

このような群馬県の給食費の直接補助の現状を見て本市としてはどのようにお考えでしょうか。

○**議長（松田寛人議員）** 答弁を求めます。

教育部長。

○**教育部長（後藤 修）** それぞれの自治体の無償化についての本市の考え方ということでございますけれども、最初の答弁のとおり、今のところ、本市では給食の無償化をする考えはございません。

また、県内の状況をお話しさせていただきますと、県内の自治体が今年度から、小学校6年生と中学校3年生のみに給食費の一部無償化を行っているというのは聞いてございます。

ただ、コロナ禍の中、貧困対策として、子育て支援策として無償化をしている自治体もあるということでございますが、本市についても独自の対策は立てておりますので、そちらの現行の対策で対応したいというふうに考えてございます。

○**議長（松田寛人議員）** 1番、堤正明議員。

○**1番（堤 正明議員）** 2つ目の質問として、学校給食は教育の一環だとお考えでしょうか。

○**議長（松田寛人議員）** 答弁を求めます。

教育部長。

○**教育部長（後藤 修）** 学校給食は教育の一環なのかという御質問だと思いますけれども、昭和21年12月に発せられました「学校給食実施の普及奨励について」、文部、厚生、農林の三省次官通達によりまして学校給食は教育活動の一環だということに位置づけられたものですので、学校給食については教育の一環だということで認識してございます。

○**議長（松田寛人議員）** 1番、堤正明議員。

○**1番（堤 正明議員）** 学校給食法では教育の一環と位置づけられており、食育基本法という法律がございまして、ここの前文でも、「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付け

ていくためには、何よりも『食』が重要である。」  
というふうに記されております。

この「食」という言葉について、食育の考えについてお伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（後藤 修） 食育については、大変重要なものと考えてございまして、特に小学生、中学生の成長時期にはとても欠かせないものだというふうに認識してございます。

本市では食育についてどのような取組をしているかということですが、食育だより、それから市のホームページによる情報提供、それから、地場産物を学校給食へ活用するというをしたり、栄養教諭という教諭がおりますので、食に関する指導も子供たちにやっているということで、食育に対しては大変大切なものだというふうに認識してございます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 食育は大切なものだという答弁をいただきました。

この食育基本法第5条の中で述べている言葉がございまして、食育は、「子どもの教育、保育等を行う者にとっては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。」と規定をされております。

コロナ禍の中で家計が急変しているときに、給食費を含めた教育費の負担は大きいものと考えております。

そこで、私は、子供たちを心身ともに健全で健康な大人に育て上げることは、保護者の教育に関する負担の軽減、さらに給食費無償化によって、子供たちは、知らない人も自分を支えてくれる協働の仕組みも学習することができる生きた教

材だと考えています。

また、栃木県でも食育推進計画の策定が進められております。県の取組をはじめ、国による学校給食無償化が実現できるよう、本市で声を上げていくお気持ちはございますか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

教育部長。

○教育部長（後藤 修） 学校給食の無償化の取組についてという御質問だと思いますけれども、繰り返しになりますが、現在のところは学校給食費の無償化という考えはございません。けれども、先ほども答弁させていただきましたけれども、子育て支援施策の一つとしまして学校給食費に関してお話しさせていただければ、令和元年度から米飯加工賃について市が負担してございます。学校給食費の一部ということで、こちらで保護者への負担は軽減されていると認識してございまして、令和3年度の予算ベースでは4,500万円ほどの予算を計上しているところでございます。

さらに、今年度新たな取組としまして、令和元年度から学校給食に提供しております那須拓陽高校のオリジナル乳酸菌飲料「拓陽キスマイル」というのがございますけれども、こちら、今年度から、子ども・子育て夢基金を活用しましてその購入費用を助成する予定でございまして。

また、貧困対策の一つとしましては、支援を要する児童生徒につきましては、生活保護法に基づく支援ということで就学援助制度がございまして、そちらで学校給食費のほうを支援しているというところでございます。

○議長（松田寛人議員） 1番、堤正明議員。

○1番（堤 正明議員） 米飯加工等で補助をされているということでございますが、さらに学校給食の直接的な支援を今後考えていただくことを要望いたします。

現在、感染拡大が続く新型コロナウイルスでございますが、ひとり親世帯の家計を直撃しております。困窮家庭支援のため、食料や弁当などを配る子ども食堂も増えております。子育て政策に力を注ぐのは地域で産み育てる環境を整えるという考えでございますが、小学生が1年間に学校へ納める費用、これらは、給食費が年間で4万9,750円、学年費が1万5,000円、PTA会費が3,500円、児童活動後援会費が3,500円と、合計で7万1,750円にもなります。この中でも給食費の割合が大きく占めております。

コロナ禍の中ですが、本市が子育て支援をさらに推し進めていただき、市民がいつまでもこの那須塩原市に住み続けたい、また、住んでよかったと言っただけのよう、さらなる政策の実施を要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松田寛人議員） 以上で、1番、堤正明議員の市政一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため休憩をいたします。  
会議の再開は13時15分です。

休憩 午後 零時14分

再開 午後 1時15分

○議長（松田寛人議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで皆様に申し上げます。  
12番、中里康寛議員より一般質問の際に資料を提示したい旨の申出がありましたので、許可いたしました。

#### ◇ 中 里 康 寛 議 員

○議長（松田寛人議員） 12番、中里康寛議員。

○12番（中里康寛議員） 皆さん、こんにちは。  
議席番号12番、中里康寛でございます。

今回は、市政一般質問の最終日の最後ということで、初めての経験でございます。また、皆様におかれましては、昼食後の直後ということで、私は、この議場内の空気が早速、気になっているところございまして、温かい空気の中でやれるのか、はたまたアウエー感の中でやることになるのか、ドキドキしているところでございます。

さて、本日6月15日は、栃木県民の日でございます。明治6年、西暦で言えば1873年のこの日は、栃木県と宇都宮県が合併して栃木県が成立した日でございます。県民としての一体感を感じながら、より豊かな栃木県、そして、那須塩原市をつくっていったらと改めて思います。

また、後ろの傍聴席では、本日、宇都宮大学の学生が傍聴なさっております。私のファンクラブではございません。実は、那須塩原市議会と宇都宮大学の地域デザイン科学部は地域パートナーとして協定を結んでおりまして、この後、「若者と議会との協働」をテーマに、議会運営委員会との初の懇談会が行われます。我々市議会に対し若者の視点で御提言をいただくとともに、我々市議会も、若者を含む市民の声をいかに議会につなぐかということの研究していきたいというふうに思っております。

それでは、通告書に基づきまして市政一般質問を行います。

1、子供の自殺予防について。

2020年（令和2年）に自殺した小中高生は、文部科学省が2021年2月に公表した調査結果によると479人と、過去最多となりました。近年は、2016年が289人、2017年が315人、2018年が333人、

2019年が339人と微増傾向が続いておりましたが、コロナ禍となった2020年は前年度比140人増と急増し、特に2020年8月は65人で、前年同月と比較して約2倍となりました。これは、学校休業に伴い夏季休暇が短縮されたことが要因と考えられます。

子供は、ストレスをため込んでいても、親を心配させたくなかったり言葉にしづらかったりするため、多くの子供は言葉でSOSを訴えることがなく、その代わりに、体調を崩しやすくなる、ストレス発散のためにいじめをする、学校に登校できなくなるなど、体調や行動に変化などが見られるようです。

このようなことから、周囲の大人が子供の変化、言わば体から発せられるSOSに早く気づき、ケアできれば、苦しさは解消されていくものと思います。

このような児童生徒の自殺が大きな社会問題となっている中、本市においても、児童生徒のSOSの出し方に関する教育や専門的な相談体制の整備として、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの派遣を行うなど、自殺予防に取り組んでおります。

今後、さらなる自殺の予防、予兆の早期発見による対処に引き続き取り組んでいくことは大変重要であることから、以下の点についてお伺いいたします。

(1)子供の自殺予防の取組についてお伺いいたします。

(2)本市の児童生徒の自殺の報告件数についてお伺いいたします。

(3)学校における早期発見の取組についてお伺いいたします。

(4)自殺予防に向けた学校、家庭、関係機関との連携についてお伺いいたします。

(5)スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置状況と活動内容についてお伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 12番、中里康寛議員の質問に対し答弁を求めます。

教育長。

○教育長（月井祐二） それでは、1の子供の自殺予防について順次お答えをいたしたいと思っております。

初めに、(1)の子供の自殺予防の取組と(3)の学校における早期発見の取組につきましては、関連がございますので一括してお答えをいたします。

本市では、保健、医療、福祉、教育、労働など幅広い分野の関係機関・団体や市民の皆さんと連携をいたしまして、総合的な対策に取り組むために、平成31年3月に那須塩原市自殺対策計画を策定しており、子供、若者に対する自殺対策は、この計画における重点施策の一つとして位置づけられております。

児童生徒の悩みをいち早く受け止め解消していくことが自殺予防につながるようになるため、学校では、「SOSの出し方に関する教育」を実施し、教育相談やスクールカウンセラーなどによる相談体制を整えております。

また、本市におきましては、学校生活における児童生徒の満足感などをアンケート形式で測定するhyper-QUを、小学校3年生から中学校3年生を対象に年2回実施しております。日常の観察や面談などに加え、客観的なデータを活用して児童生徒一人一人の心の状態や学級集団の状態を把握し、適切に支援することで居心地のよい学級づくりに取り組み、いじめや不登校、学級の荒れなどの未然防止を図っております。

次に、(2)の本市の児童生徒の自殺の報告件数についてお答えいたします。

本市における小中学校の児童生徒の自殺の報告

件数は、1件もございません。

次に、(4)の自殺予防に向けた学校、家庭、関係機関との連携についてお答えをいたします。

学校では、「SOSの出し方に関する教育」を推進し、児童生徒が具体的に助けを求める方法を学ばせるとともに、学校、家庭、地域及び関係機関が児童生徒に関する情報を共有し、積極的に連携することで、自殺の未然防止及び児童生徒の悩みに関する早期発見・早期解決に努めております。

最後に、(5)のスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置状況と活動内容についてお答えをいたします。

スクールカウンセラーにつきましては、栃木県のスクールカウンセラー等活用事業により10人のスクールカウンセラーを配置いたしまして、児童生徒や保護者、教職員に対して専門的な立場からの相談支援を行っております。さらに、各学校の相談のニーズに対応するために、本市の単独の事業といたしまして教育支援カウンセラーを派遣し、小中学校の相談体制のさらなる充実に努めております。

スクールソーシャルワーカーにつきましても、本市は県内でも先駆けて配置事業を実施しておりますけれども、現在、4人のスクールソーシャルワーカーを任用し、学校や関係機関と連携・調整しながら、貧困問題をはじめとする様々な問題を抱えた児童生徒及び家庭の環境改善を図っております。

また、今年度からは、栃木県の事業として市内の小中学校を担当するスクールソーシャルワーカーが3人配置されたことから、県と市が連携した相談支援体制の強化が一層図られてきていると考えております。

以上です。

○議長（松田寛人議員） 12番、中里康寛議員。

○12番（中里康寛議員） ただいま教育長のほうから御答弁をいただきました。(1)から(5)まで関連性がございますので、一括して再質問をさせていただきます。

本市は、「誰も自殺に追い込まれることのない那須塩原市を目指して」、那須塩原市自殺対策計画を作成しております。今回は子供の自殺に焦点を当てて質問をしていくわけではありますが、いじめ、不登校、自殺といった問題は、組織的な早期対応を図ることが最も重要であります。

現状では本市における小中学校の児童生徒の自殺の報告は1件もないということではありますが、対策の取組状況や現状について伺っていきたくと思います。

それでは、1つ目の再質問でございますが、児童生徒の自殺の予防につなげるために、学校では、SOSの出し方に関する教育の実施、教育相談やスクールカウンセラーなどによる相談体制があるということですが、学校など以外で相談を受け付ける体制についてお伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。  
教育長。

○教育長（月井祐二） お答えいたします。

学校以外ということでございましたけれども、国、栃木県、本市、それぞれの立場で相談窓口を設置しております。具体的には、24時間子供SOSダイヤルですとかチャイルドラインなどのパンフレットを子供たち全員に配付いたしまして、いつでも悩みや相談を広く受け止めることのできる相談窓口を周知しているところでございます。

以上です。

○議長（松田寛人議員） 12番、中里康寛議員。

○12番（中里康寛議員） 相談する窓口の存在についても児童生徒にパンフレットを配るなどして周知はされているということで、了解いたしました。



た。

そういった、例えば相談を受けた場合、その内容などは教育委員会でも把握はされる仕組みとなっているのかお伺いをいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（月井祐二） 先ほど申しあげましたように、国・県・市それぞれに相談窓口を設けておりますが、もちろん、国や県にそういった相談があったときには、速やかに本市の教育委員会のほうに連絡といいますか状況の説明があることになっておりますので、そこの連携は緊密に取れているというふうに思っております。

○議長（松田寛人議員） 12番、中里康寛議員。

○12番（中里康寛議員） 速やかに報告を受けるということで了解いたしました。

また、例えば死にたいんだといったような相談を受け付けた後はどのように対処されていくのかお伺いをいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（月井祐二） 先ほども申しあげましたけれども、今、議員おっしゃった死にたいんだという相談を受けたという事実は私は把握しておりませんが、仮にもしそういう相談があったということであれば、まず、学校におきましては、そういう相談があったときにその相談を受けた特定の教職員が抱え込むことがないように、先ほど議員が冒頭におっしゃったように、組織的に対応することが一番肝要だというふうに思っております。

その子供さんの状況を、保護者はもちろん、その相談内容を、児童生徒を取り巻く状況に応じまして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーまたは医療機関などにも相談・連携を

しながら、その子供さんの悩みに寄り添う、解決を図る、そういう方向に持っていくように努力をしているところでもあります。

○議長（松田寛人議員） 12番、中里康寛議員。

○12番（中里康寛議員） 了解しました。

例えばそういった手順みたいなものというのはマニュアル化はされているのかお伺いをいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（月井祐二） 先ほどの国・県・市の連携も含めて、それから、私、今このバッジをつけていますが、6月はいじめ防止の強化月間ということでございますけれども、学校でいじめも含めてそういう子供からの訴えがあったときにはどのように対応するのかというのを、全てマニュアル化されて先生方が共通理解をしているというところでございます。

○議長（松田寛人議員） 12番、中里康寛議員。

○12番（中里康寛議員） 了解いたしました。

続きまして、相談の受入れの幅を広くするために、LINEなどSNSを活用した相談窓口を設置する考えはあるのかお伺いをいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（月井祐二） まず、最初に申しあげたように、市の教育委員会といたしまして、そういう子供さんたちからのメールを受け取るという仕組みはございます。けれども、SNSを活用した相談窓口というのは現在はまだ設置はされておられません。

議員御指摘のように、SNSを活用することで相談の受入れの幅、これは広がるというふうに思っておりますし、子供たちの悩みをいち早くキャッチするということには大きな利点があるというふうに思っておりますけれども、ただ、私は一つ

懸念をしていることがございまして、例えばSNSでの相談があった場合に、先ほど議員がおっしゃってくださったのであえて例に出しますが、死にたいというような、もしそういう相談がSNSでの書き込みがあったときに、それにスピード感を持ってレスポンスするということが課題だなどというふうに思っています。

書き込んだ方は、例えば夜中の12時であろうと、今こういう状況であるということを書き込んだ以上は、それを誰かに見てほしいという思いで書いているんだと思うんですけれども、これを24時間体制で全て洗い出すといたしますか、レスポンスをしてすぐに対応する、また、例えば現場に駆けつける、そのお子さんの自宅まで行くとかということまでつなげるということのは、かなりハードルが高い部分もあるなどというふうに思っていますので、行政としてどういう仕組みをつくればSNSを活用したそういう幅広い情報のキャッチができるのかということは研究してまいりたいと思っております。

○議長（松田寛人議員） 12番、中里康寛議員。

○12番（中里康寛議員） ぜひとも研究していただいて、設置に向けて検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、児童生徒のSOSの出し方に関する教育の内容についてお伺いをいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（月井祐二） 平成29年7月25日に、自殺総合対策大綱というものが国のほうで示されております。この中に自殺対策に資する教育が3つ示されています。1つ目は、命の大切さを実感できる教育、2つ目が、SOSの出し方に関する教育、3つ目が、心の健康の保持に係る教育、この3つの教育を充実することが自殺を総合的に対策する

ことにつながるということだと思うんですが、この2つ目のSOSの出し方に関する教育というのが、かみ砕いて言いますと、命や暮らしの危機に直面したときに誰にどうやって助けを求めればいいのかを、具体的に、実践的な学びとして進めていくということだと思っています。

スローガンの言い方をしますと、あなたの身近にいる信頼できる大人に相談しましょうということを、教育の中で子供たちの心の中に投げかけていくということだと思っております。

○議長（松田寛人議員） 12番、中里康寛議員。

○12番（中里康寛議員） 了解いたしました。

続きまして、「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」というのはどれくらいの頻度で行っているものなのかお伺いをいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（月井祐二） この「SOSの出し方に関する教育」という内容から考えますと、まず、頻度というよりも時期的なものです。

冒頭の議員の説明の中に昨年8月の話がございましたけれども、例年、教育に携わる人間は、9月1日が来るのが怖いと。鈴木秀信議員さんは校長先生でいらっしゃるもので、多分、同じ思いを共有していただけたと思うんですが、夏休みの終わりから9月の頭にかけて、子供たちが元気で学校に来てくれるのかというのは、教育関係者はみんな心の中で不安を持っているという状況でございます。

ですから、長期休業の終わりから明けた直後というのがそういう危険な時期であるということは十分認識していますので、その時期に、一人で悩まなくてもいいんだよということでパンフレットを配ったりと。または、事前に夏休みの間に子供さんたち全員に連絡網を使って、元気かな、もう

少しで学校だから元気で学校に来ようねというのを意図的に担任から働きかけをするというようなことで進めておりますので、頻度というよりはタイムリーさといいますか、どの時期に子供たちの心に投げかけていくのかというのが大切なのかなというふうに思っています。

○議長（松田寛人議員） 12番、中里康寛議員。

○12番（中里康寛議員） 分かりました。頻度というよりも時期的なところが重要で、それは子供たち現場を見ている教員に任されているんだということでした。

続きまして、自殺の危険性が高い場合、早期発見と早期対応のため、自殺の危険を示すサインに気づき、話を聞いて見守りながら必要な相談、支援機関につなぐ役割を担うゲートキーパーという方がおられると思います。児童生徒におけるゲートキーパーの役割を果たすのは誰なのかお伺いたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（月井祐二） まず、議員さんがおっしゃったゲートキーパーというのを厚生労働省のほうで意味づけをしておりますけれども、悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげて見守る人、このような定義をされておりますので、学校におけるゲートキーパーということになれば、スクールカウンセラー等の専門職員だけでなく、教職員、それから御家族、同級生など、その悩みを抱えている子供さんの関わる全ての方だと思います。

私が教員時代からずっと思っているのは、全ての子供さん一人一人にとって最も信頼できる存在を必ず一人確保したいということです。例えば、それがその子供さんにとっては担任の先生かもしれません。部活動の先生かもしれません。または、

大好きな教科の先生かもしれません。誰も最終的には信頼できる大人がいないという状況にならないように、必ず誰々さんの一番信頼できる大人の一人というのはこの学校の中でいえばあなたですよという人を必ずつくっていきましょうというのを合い言葉にして進めてきたというような思いがありますので、それが厚生労働省の言うゲートキーパーということであれば、そうなのかなというふうに思っているところです。

○議長（松田寛人議員） 12番、中里康寛議員。

○12番（中里康寛議員） 児童生徒に対しても、ちゃんと役割としてゲートキーパー、児童生徒から見たゲートキーパー、相談できる方、安心して相談できる人、当然、ゲートキーパーになり得る方なのだろうというふうに思いますけれども、できれば担任の先生なり、カウンセラーの方だったりとか、ゲートキーパーとしての役割を果たしてくださいということではないんですけれども、そういった事案も取り扱われる中で、ある程度、その教職員の方だったりとかそういう方たちにはゲートキーパーの養成講座を受けていただきたいというふうに思っているんですけれども、こういう養成講座は受講はなされているのでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（月井祐二） 現実に、今現在、ゲートキーパーの養成講座というようなものが行われていて、それに教職員が参加したという事例は本市の場合にはございません。

○議長（松田寛人議員） 12番、中里康寛議員。

○12番（中里康寛議員） そういうことであれば、自殺が発生してしまってからでは遅いので、ぜひとも養成講座を受けていただいて、児童生徒の自殺に対する考え方というものを学校の先生方にお任せするという形ではなく、そういった考え方を

共有するような、そういった形を取っていただきたいというふうに思います。組織的に取り組むのであればなおさら必要だと思いますので、その辺のところを検討していただきたいというふうに思います。

続きまして、自殺予防の取組を実施されておりますけれども、前触れなく突然自殺してしまう場合があります。例えば、突然自殺してしまった、SNSに自殺をほのめかす書き込みがあったといった話をニュース等で耳にしたことがございます。

こういった場合、児童生徒によるインターネット上の自殺をほのめかす等の書き込みを発見することは、自殺を企図している児童生徒を発見する端緒の一つであるというふうに考えますが、本市や県の教育委員会または警察などの関係機関などでネットパトロールは実施されているのかお伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（月井祐二） 昨年、ネット上の書き込みによって、大きな問題と申しますか、世の中をにぎわせたことは記憶に新しいところではありますので、私自身も議員さんと同じように大きな問題だというふうに認識しておりますけれども、今現在、本市では、そのネットパトロール的なものは市単独では行われておりません。

県教委の学校安全課という部署がございますけれども、そちらのほうでは、県立高等学校等の県立の学校に関する有害サイトの検索ですとか監視、削除依頼の代行等を専門業者に委託する事業を行っているというふうに聞いております。

また、警察でも、サイバーパトロールとして、月に数回、いじめ、自殺、薬物などについてそういったネットパトロールを実施しているというふ

うに聞いております。

○議長（松田寛人議員） 12番、中里康寛議員。

○12番（中里康寛議員） 本市ではネットパトロール等は実施していないということで、こういった体制をつくるのは簡単ではないというふうに思いますけれども、自殺だけにかかわらず、不登校だったりいじめ、こういった問題も恐らく書き込みがもしかしたらあつて、解決の糸口になることもあるというふうに思いますので、できればそういった体制を整えていただいてネットパトロールを実施していただきたいので、今後、ちょっと検討をしていただきたい、研究をしていただきたいというふうに思います。

いじめ、不登校、自殺といった問題は、組織的な早期対応を図ることが重要であります。そういう意味では、現場で対応しているスクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカー、教育支援カウンセラーといった専門職員の専門分野の知見や意見を受け入れていくことは重要だろうというふうに思いますが、教育委員会との連携はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（月井祐二） 本市におきましては、県のスクールカウンセラー、市の教育支援カウンセラーと教育委員会のメンバーは、日頃から情報を共有いたしまして、児童生徒の支援を行っている状態でございます。さらに、状況に応じましてケース会議に参加するなど、連携強化と支援体制の充実を図ってきております。

また、スクールソーシャルワーカーにおきましても、同様に県・市、教育委員会が連携をいたしまして、子供たちの福祉的な支援体制の充実と連携強化にも努めてきているところでございます。

○議長（松田寛人議員） 12番、中里康寛議員。

○12番（中里康寛議員） 了解いたしました。

続きまして、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援カウンセラーといった専門職員の存在は、児童生徒のケアをするために大変重要な存在であると同時に需要が多く、重要な職務であるというふうに思います。専門的な知見やスキルなどが必要でございますので、誰でもできる職務ではないと思います。

先ほど教育長のほうから御答弁もございましたけれども、本市には10人程度の専門職員がいるということで、需要が多いということも審査会などでは聞いておりますので、人材の確保が課題として挙げられるというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（月井祐二） 議員のおっしゃるとおりでございます。専門的な知見やスキルを身につけた専門職員を一定数確保し続けることは、非常に難しい状況になりつつあります。

議員御指摘のように、全国どこの自治体でも優秀なスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを必要としていますので、ある意味、人材の奪い合いというような状況にもなりかねないなというふうに思っておりますので、今後、非常に難しい問題だなというふうに認識しているところです。

○議長（松田寛人議員） 12番、中里康寛議員。

○12番（中里康寛議員） このような中でさらなる相談体制の充実と強化を図るために、専門職員の確保及び若手の専門職員の育成が必要であろうというふうに考えますが、この点についてはどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（月井祐二） 先ほど申し上げましたように非常に難しい状態で、結果的に本市に優秀なそういう方がいなくなっているのかというわけにはいきませんので、現有の方々に長く頑張っているように努力を続けていくことと、それから、今おっしゃったように若手の方々、または例えば大学を出られて初めてこの職に就いたというような方がいたとしても、その方々をしっかりと養成、育てていく。そして、優秀なそういう力を発揮していただける方に育てていくことが大切だなというふうに思っております。

○議長（松田寛人議員） 12番、中里康寛議員。

○12番（中里康寛議員） ぜひとも、こういった専門職員の確保、それから、将来に向けての育成というものに力を注いでいただきたいというふうに思います。

最後の再質問となりますが、最後に、子供の自殺についてのお考え、あるいは思いをお伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

教育長。

○教育長（月井祐二） ここまで議員さんとお話をできて、子供たちの悩みや苦しみをいち早く察知して、相談体制を整えて自殺を予防していく、この取組をしっかりと機能させていくことの重要性を改めて確認することができたなというふうに思っています。

誰もが子供たちの幸せを願いながら生活してきて、全ての人が、子供が自ら命を絶つことは絶対にあってはならないと、そう考えていると思いますし、私も全く同じ考えでございます。

しかし、世の中に目を転じてみますと、例えば2014年にOECDが発表した子供の貧困率というデータでいきますと、日本の子供の貧困率は15.7%で、OECD加盟国の平均以上の状況でござ

ざいます。それから、子供への虐待なども含めまして、今、我々は社会総がかりで子供たち誰一人取り残さないということを徹底して、子供たちが少しでも生きやすい、伸びやかに生活できる世の中をつくっていかなくちゃならないんだというふうに思っています。

そのためにも、私は、教育長という立場でありますので、今後も子供たちがワクワクドキドキできる教育環境を整えて、教育活動を展開していくことが使命だと思っておりますので、今後も努力していきたいと思っております。

○議長（松田寛人議員） 市長。

○市長（渡辺美知太郎） 今日は大勢若者が来られていて、私も一応、議会の中では若者かもしれないので、最後に一言申し上げたいと思います。

教育は、これ教育委員会、教育長の話になりますけれども、全国見ても、悲惨な事件とかいじめとか、そういう問題が起きているところというのは、結構、教育委員会と市とかでその関係があまりよくないところが多いのかなという気がするんですよね。いろんな、例えばいじめもそうですし、あるいは何ちゃら体操でけが人が出ても続行するとか、そういうところは、やっぱり教育長と市長の距離がすごくあったりとか、何かお互いもう、悪い意味で干渉というか。

その点、今、月井教育長は、コロナ対策でも本当に、まずは児童生徒のためにやっていますけれども、市全体を見渡していただいているというのはすごく感じておりまして、行政機関が教育に口出しするというのは、これは節度を持たなきゃいけないわけですが、必要なときにこういう危機感を共有するとか、何か問題があったときに一丸となって行うというのは、やっぱりすごく必要なことだなというのを感じております。

また、児童生徒の満足感を感じるということで

hyper-QUというのは、私も最近いろいろと教えてもらったんですけども、やっぱりよくできたシステムだなと思っていて、児童生徒の自己肯定感もある程度分かるし、横との人間関係も分かるということで、私はもっとこれどんどん、児童生徒だけじゃなくて教職員とか市役所の職員にもやってもいいぐらいよくできた制度でして、教育現場から学ぶ点というのは、行政機関としても、教育現場で実践して行っているところを行政機関でも生かせるものというのは結構あるんじゃないかなというふうに思っております。

ちょっと、お二人がやり取りしていて、横から失礼しましたけれども。

○議長（松田寛人議員） 12番、中里康寛議員。

○12番（中里康寛議員） 教育長、そして市長から子供の自殺についてのお考え、思いというものを伺いました。こういうことは絶対にあってはなりませんし、もし万が一あったとしても、子供たちから信頼され続ける那須塩原市の教育界であってほしいと思います。

結びたいと思います。

子供たちが悩み、苦しみ、自殺に追い込まれることなど絶対にあってはなりません。自殺から子供を守るのは私たち大人であると思います。私たち大人が自殺に対して共通の認識を持ち、早急に対処することが、子供たちを守ることに繋がると 생각합니다。これからも対策を講じ、小さなサインを見逃さないよう、学校や教育委員会、保護者間で迅速な対応をしていただきますようお願い申し上げます。この項を閉じたいと思います。

続きまして、2に移ります。

ヘルプマーク・ヘルプカードの普及及び啓発について。

ヘルプマークは、人工関節を使用している前東京都議会議員の山加朱美さんが提案し、平成26年

10月に東京都が考案・開発しました。義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで援助を得やすくなるよう作成したマークです。

また、緊急連絡先や必要な支援内容などが記載されたヘルプカードは、障害のある方などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に自己の障害への理解や支援を求めるためのカードです。現在では、全国の自治体で導入されつつあり、その存在が広く知られるようになってきております。

平成29年8月1日より県がヘルプマークを導入し、本市においても、同日から栃木県ヘルプマークの配布が開始されております。また、同年11月1日から那須塩原市ヘルプカードの配布が開始をされ、ヘルプマーク及びヘルプカードを作成、配布することで相乗効果を図り、合理的配慮の促進につなげていることと思います。そこで、ヘルプマーク・ヘルプカードについて、以下の点についてお伺いいたします。

(1)配布が必要な本市の背景と配布の対象者についてお伺いいたします。

(2)必要とする方への周知方法と配布方法についてお伺いいたします。

(3)それぞれ累計で何個配布できたのかお伺いいたします。

(4)必要としている方だけでなく、多くの市民がヘルプマークを理解していないと意味がないというふうに考えますが、配布対象者以外の方への周知方法についてお伺いいたします。

(5)平成29年から配布しているが、普及状況やその効果について所見をお伺いいたします。

(6)普及啓発に関する本市の考え方と今後の取組についてお伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 2のヘルプマーク・ヘルプカードの普及及び啓発について順次お答えをさせていただきます。

初めに、(1)の配布が必要な本市の背景と配布の対象者についてお答えをいたします。

配布が必要な本市の背景といたしましては、前期の障害者福祉計画策定時のニーズ調査の結果からも、ヘルプマークによる支援を求める声や様々な障害者に対する合理的配慮の観点からも、ヘルプマークに加え、ヘルプカードも必要なものとして作成、配布をしているところでございます。

配布の対象者につきましては、障害者、難病患者、高齢者、妊娠している方、その他ヘルプマークやヘルプカードを必要とする方は全て対象とさせていただきます。

次に、(2)の必要とする方への周知方法と配布方法についてお答えをいたします。

周知方法につきましては、障害者手帳の交付者などには、直接、窓口で案内をしております。そのほか、市や県のホームページや広報紙、こちらでも行っているところでございます。

配布方法につきましては、市の窓口で配布をしており、ヘルプカードにつきましては、窓口の配布に加えまして、市のホームページからダウンロードによる入手もできるようにしてございます。

次に、(3)のそれぞれ累計で何個配布できたかについてお答えをいたします。

ヘルプマークは、配布開始から4月末現在で413個、ヘルプカードは、おおむね2,000枚であります。ホームページからのダウンロード数につきましては把握ができてございません。

次に、(4)の配布対象者以外の方への周知方法に

ついてお答えをいたします。

市や県のホームページ、市広報紙で周知しているほか、障害福祉関係者や民生委員等の会議、イベント、障害者差別解消法の出前講座など、いろいろなところで周知を行っているというところがございます。

次に、(5)の普及状況やその効果についての所見についてお答えをいたします。

栃木県のアンケート調査の結果によりますと、ヘルプマークを知っているというふうに答えた方は、令和元年度では50.2%、令和2年度は60.5%、若干ではありますが増えているという状況でございます。

一方、障害のある方からは、知らない人が多いという声もいただいております、今後も普及啓発の必要があるものと考えているところでございます。

効果に関しましては、外見からは分からなくても、支援を必要としているということを周囲の方に知らせることで援助が得やすくなり、障害などのある方の外出の促進、社会参加などにも寄与できるものと考えております。

最後に、(6)の普及啓発に関する本市の考え方と今後の取組についてお答えをいたします。

本市が目指す「ともに助け合い 支え合い 心豊かに安心して暮らせる」地域社会をつくるため、今後も引き続き、ヘルプマークやヘルプカードの普及啓発に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（松田寛人議員） 12番、中里康寛議員。

○12番（中里康寛議員） ただいま保健福祉部長のほうから御答弁をいただきました。(1)から(6)まで関連性がございますので、こちらを一括して再質問をさせていただきます。

まず、再質問に入る前に皆さんにちょっと見ていただきたいんですけども、こちらが那須塩原市で作っているヘルプカードというものです。後ろの面には、あなたの手助けが必要です、カードを開いてくださいということで書いてあります。中を開きますと、私の情報ということで、名前、住所、生年月日、それから緊急の連絡先、お願いしたいことや障害や健康状態に関する事など、いろいろな情報が書かれております。

それと、こちらがヘルプマークというものです。障害のある方がバッグやポケットであつたりとかそういうところに身につけることによって、見てすぐ分かるものですから、援助を得やすくなるといったようなカードです。こちら、中がシリコンでできておりますので、かなり丈夫にできているということです。

こちらが栃木県のほうで普及啓発に使っている、これポスターになると思うんですけども、多分もっと大きいものだと思うんですが、こちらがポスターということになります。

先ほどから、ヘルプマーク、こういったものを身につけると援助が得やすいといったようなお話をされておりますけれども、ヘルプマークを使っていない健常者の方々は、ヘルプマークを身につける方がいらしたら例えばどのような対応をすればいいのかお伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 質問の中で議員さんのほうでもおっしゃっていただいておりますが、外見から見ただけでは援助していただく方が分からないという方が身につけているマークということですので、思いやりのある行動をしていただけたらというふうに考えております。

具体的には、皆さんよく言われていることかと



思いますけれども、電車やバスの中で席を譲るか、あるいは困っているような状況があればいち早く声をかけるとかいったようなことになるのかと思っております。

○議長（松田寛人議員） 12番、中里康寛議員。

○12番（中里康寛議員） 分かりました。このようなマークをつけている方がいたら、率先して席を譲る、それからお声かけをする、荷物を持ってあげる、こういった行動をすればということでした。

続きまして、ヘルプマークやヘルプカードの配布数について、どの程度配布したいとお考えかお伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） このマークにつきましては、必要とする方には配布をしていきたいというふうに考えているわけですので、対象も当然、単純に障害者とかそういった方だけではなくていろいろな方に配布をしたいと考えているということですので、幅広く配布していきたいというふうに考えているわけでございます。

そうしたことから、範囲をここまでと決められるものではないというふうに考えているので、具体的な数値目標、こういったものは設定してございません。

○議長（松田寛人議員） 12番、中里康寛議員。

○12番（中里康寛議員） 配布数を定めずに、必要な方に必要な分だけ行き渡らせるようにしたい。いずれにしても、ヘルプカードの認知度が上がらなければ配布につながらないというふうには思います。

続きまして、本市でのヘルプマーク等の普及あるいは認知度について本市の所感をお伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 認知度ということですが、本市独自でのこのマークとかカードについての調査、アンケート、こういったものは行っておりません。1回目の答弁でも申し上げましたが、栃木県の調査結果によりますと、徐々に、知っていただいている方は増えているのかなというところではありますけれども、まだまだ十分な啓発活動というのはできていないのかなというふうに思っておりますので、今後、いろいろな工夫をしながら普及活動をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（松田寛人議員） 12番、中里康寛議員。

○12番（中里康寛議員） 了解いたしました。ヘルプマーク等がなかなか普及しない、あるいは認知度が低いというふうに私は捉えているんですけども、このようなことについてどのようなことが要因であるとお考えかお伺いをいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 先ほどもお答えをさせていただきましたが、まだまだ普及啓発、こういったものが不十分、足りないのかなというところが一番だと感じております。また、全国統一のマーク、カードではないというところもあるのかなというふうに感じているところもございします。

そうしたことから、これも繰り返しになりますが、機会を見つけて普及啓発というものを進めていきたいというふうに考えています。

○議長（松田寛人議員） 12番、中里康寛議員。

○12番（中里康寛議員） 部長のおっしゃるとおりだと私も実は認識をしております。

例えばマタニティマークというものがあります。こちらは、妊娠されている方がつけるマークなん

ですけれども、これは厚生労働省のほうで推奨しておりますので全国的に広がっているわけでありましてけれども、このヘルプマーク・カードについては、厚労省では取り扱っていないという言い方はちょっと正しいかどうか分かりませんが、全国的に推奨しているものではなくて、東京都が開発してほかの自治体に波及しているという部分でのマークですので、なかなかその認知度、波及するスピードが違うのかなというふうに私も認識しております。了解いたしました。

続きまして、障害福祉計画における障害者は約6,100人、その他、高齢者、内部疾患の方、妊娠されている方を含めると、把握は困難であります。相当数の対象者がいる中で、ヘルプマークの配布数が413個ですから、普及も認知もなかなか進んでいかないのだろうというふうに思います。

この状況を見ますと、案内をしても受け取らない方がいるのだろうというふうに思いますが、なぜ受け取らないのかお伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 窓口にいらした場合は、制度の御案内は当然しているわけですが、必ずその方にお渡しができるということではございません。

反対に、マーク、カード、こういったものを受け取ること、持つことを嫌がるという方も抵抗を感じる人、こういった方も中にはいらっしゃるということで、数字的には413ということであまり進んでいないというのが現状ですけれども、中身としてはそういったところだというふうに思っております。

○議長（松田寛人議員） 12番、中里康寛議員。

○12番（中里康寛議員） 了解いたしました。私も部長と同じような認識を持っております。やは

り、周りの方からの反応が気になるということで持たないといった選択をする方がおられるんだろうというふうに思います。

そういう意味では、このヘルプマークの存在自体がやっぱり認知がなかなかされていないのと同時に、障害を抱えた方たちに対する偏見というものもまだまだあるのかなというふうにも感じておりますので、こういった啓発活動をしながら、障害を持っておられる方が住みよい環境で生活できるように、ヘルプマークの普及啓発に努めていただきたいと思いますというふうに思っております。

続きまして、周知方法として、ホームページや広報紙、会議やイベント、講座等以外に、認知度を高めるためにどのようなことを考えているのかお伺いいたします。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 現在のところは、今、議員さんもおっしゃっていただいたように、ホームページ、広報等で啓発をしているところですが、なかなか行き渡らないというのが現実だというふうにも感じています。

そうしたことから、SNS、そういったものを活用しながら、いろんな工夫を加えながら啓発していきたいと、このように考えているところでございます。

○議長（松田寛人議員） 12番、中里康寛議員。

○12番（中里康寛議員） 一つ提案として、本庁、それから各支所の1階にある待合所といったらいいんでしょうか、待合所のところにあるテレビ画面を使ってCMのようにPRをすることとか、また、先ほど部長のほうからも御答弁がりましたが、SNS、例えば那須塩原市役所LINEというものがございます。その中に、那須塩原市からのお知らせということで、例えば今月ですと、

6月はいじめ防止強化月間ですとか、いちご一會とちぎ大会とか、PCR検査実施中とか、こういったところにヘルプマークのことも載せて、そこでもPRしてみてもどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 啓発の手法として有効な手段だというふうには思いますので、今後、上手にできるように検討してまいりたいと思います。

○議長（松田寛人議員） 12番、中里康寛議員。

○12番（中里康寛議員） ぜひとも検討していただきたいと思います。

続きまして、ヘルプマークの周知について、東京都内では駅などにポスターを掲示して取組に協力しております。平成30年12月にこの質問をしたときに、本市の3つの駅に協力の呼びかけを要望いたしました。そのときに、執行部ではすぐに対応していただきまして、事業元である県を通してだったと思いますが、JRのほうに協力を呼びかけていただきました。

しかしながら、現在でもポスターなどの掲示はされていないというふうに思います。3年余りたっておりますので、他自治体のヘルプマークに対する認識も変わっているかもしれませんので、改めて協力を呼びかけてみてはどうかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（松田寛人議員） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鹿野伸二） 当時は、JRのほうから、参加している県、していない県があるということで受け入れられなかったという経過がございますけれども、議員さんもおっしゃいましたように、3年近く経過しているということで、全国

的にも大分広がっているということもございますので、改めて、県、それからJRのほうと協議、連携してみたいというふうに思います。

○議長（松田寛人議員） 12番、中里康寛議員。

○12番（中里康寛議員） ありがとうございます。結びたいと思います。

皆さんも御存じのとおり、このヘルプマーク、ヘルプカードが導入されてから約4年余りがたちます。ヘルプマークを实际使っている方から意見を伺ったことがございます。市内での認知度が低いので、つけていても意味がなく、東京へ出かけるときにしか使用しないとのことでした。ヘルプマークがどのような意味を持つのか、つけている方々がどのようなことを求めているのか、あるいはつけている方がいたらどのように対応すればいいのかを知る必要があると思い、この質問をさせていただきます。

執行部におかれましては、ぜひそのまま……

○議長（松田寛人議員） よろしいですか。

以上で、12番、中里康寛議員の市政一般質問は終了いたしました。

市政一般質問通告者の質問は全て終了いたしました。

市政一般質問を終わりたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、市政一般質問を終わります。

ここで15分間休憩をいたします。

会議の再開は14時30分にさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時30分

○議長（松田寛人議員） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇

◎追加議案の取扱いについて

○議長（松田寛人議員） 次に、日程第2、追加議案の取扱いについてを議題といたします。

6月11日に議会運営委員会が開催されております。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、13番、齊藤誠之議員。

〔議会運営委員長 齊藤誠之議員登壇〕

○議会運営委員長（齊藤誠之議員） それでは、議会運営委員会より御報告いたします。

本定例会議における追加議案の取扱いを協議するため、6月11日金曜日3時35分より、第4委員会室において議会運営委員会を開催いたしました。

本定例会議に追加提出いたしますのは、議会案件として参考人の出席要求に関わる発議が1件でございます。

協議の結果、発議第12号は、本日、定例会議に上程し、即決案件として取り扱うことと決しました。

以上が議会運営委員会における審査の結果となります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（松田寛人議員） 報告が終わりました。

ただいまの報告について質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 質疑がないようですので、質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

追加議案の取扱いについては、議会運営委員長報告のとおりとすることに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、追加議案の取扱いについては議会運営委員長報告のとおりといたします。

◇

◎議案第52号及び議案第53号

の質疑

○議長（松田寛人議員） 次に、日程第3、議案第52号及び議案第53号、条例案件2件を議題といたします。

以上に対し質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 質疑がないようですので、議案第52号及び議案第53号の2件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、条例案件に対する質疑を終了いたします。

◇

◎議案第51号の質疑

○議長（松田寛人議員） 次に、日程第4、議案第51号 一般会計補正予算案件を議題といたします。

本案に対し質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 質疑がないようですので、議案第51号 一般会計補正予算案件に対する質疑

を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、一般会計補正予算案件に対する質疑を終了いたします。



#### ◎議案第54号～議案第57号及

#### び議案第59号の質疑

○議長（松田寛人議員） 次に、日程第5、議案第54号から議案第57号まで及び議案第59号のその他の案件5件を議題といたします。

以上に対し質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 質疑がないようですので、議案第54号から議案第57号まで及び議案第59号のその他の案件5件に対する質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、その他の案件に対する質疑を終了いたします。



#### ◎議案の各常任委員会付託につい

#### て

○議長（松田寛人議員） 次に、日程第6、議案の各常任委員会付託についてを議題といたします。

ただいま上程の各議案については、お手元に配付の議案付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり各常任委員会に付託いたします。

各常任委員会は、委員会日程に基づき審査を行い、本会議終了日、委員長は登壇の上、審査結果の報告をお願いいたします。



#### ◎発議第12号の上程、説明、質

#### 疑、討論、採決

○議長（松田寛人議員） 次に、日程第7、発議第12号 参考人の出席要求についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長、13番、齊藤誠之議員。

〔議会運営委員長 齊藤誠之議員登壇〕

○議会運営委員長（齊藤誠之議員） それでは、発議第12号 参考人の出席要求について提案理由の説明をいたします。

市内の農業系指定廃棄物の暫定集約案が示され、今定例会議の追加議案として、運搬等に関わる補正予算が最終日に提出される予定となっております。

当市議会への議案としての案件は運搬等に関わるものだけとなっておりますが、長年懸念されていた農業系指定廃棄物の暫定集約を図るという点では、市民の安全安心を確保する責任を持つ議会としても参考人の招致を行い、関連する内容について関係者に意見を聞く機会を設けることは重要であることから、今回、発議を行い、参考人の出席要求を行うものです。

スケジュールとしては、24日の予算常任委員会後の午前11時に議場にて本会議を開き、参考人から説明をお聞きし、質疑を行います。

以上、提案理由の説明といたします。

○議長（松田寛人議員） 説明が終わりました。

質疑を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 質疑がないようですので、

質疑を終了することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終了し、討論を許します。

〔発言する人なし〕

○議長（松田寛人議員） 討論がないようですので、

討論を終結することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認め、討論を

終結いたします。

これより採決いたします。

発議第12号については原案のとおり決すること  
異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（松田寛人議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第12号 参考人の出席要求につい  
ては原案のとおり可決されました。

—————◇—————

#### ◎散会の宣告

○議長（松田寛人議員） 以上で本日の議事日程は

全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 2時37分